

官報 号外

平成三十年七月十八日

○第百九十六回 参議院會議録第三十五号

平成三十年七月十八日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十六号

平成三十年七月十八日

午前十時開議

第一 健康増進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、国務大臣石井啓一君問責決議案(矢田わか子君外四名発議)(委員会審査省略要求)

一、日程第一より第三まで

一、内閣委員長柘植芳文君解任決議案(浜口誠君外四名発議)(委員会審査省略要求)

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

矢田わか子君外四名発議に係る国務大臣石井啓一君問責決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とする。

平成三十年七月十八日 参議院會議録第三十五号

議事日程追加の件 国務大臣石井啓一君問責決議案

とに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。矢田わか子君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔矢田わか子君登壇、拍手〕

○矢田わか子君 国民民主党・新緑風会の矢田わか子です。

私は、国民民主党・新緑風会、立憲民主党・民友会、日本共産党、希望の会の各党派共同提出の国務大臣石井啓一君問責決議案について、提案の理由を説明いたします。

まず、決議の案文を朗読いたします。

本院は、国務大臣石井啓一君を問責する。

右決議する。

本決議案の提案理由を申し上げる前に、今回、西日本豪雨災害で犠牲となられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆様に対しまして、衷心よりお悔やみを申し上げます。また、家屋の被害などに遭われました方々、避難生活をお余儀なくされている方々に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、本決議案を提案するに至った理由を以下申し上げます。

特定複合観光施設区域整備法案、いわゆるIR整備法案について、最近の世論調査では、カジノ法案の成立は不要としている国民の方々七六%、自民党の支持の方々でも六四%に及びます。広く国民の理解が得られていない、これは周知の事実であります。

カジノ解禁に伴う違法性の阻却が十分に措置されているのかどうかの問題に加え、ギャンブル依存症の対応、治安対策、カジノ場内での賭け金の貸付けの問題など、課題は山積しており、国民の皆さんが持つている不安や疑問は一向に解消されていません。

しかも、公益性確保にとって重要な経済効果も不透明であり、ギャンブル依存症対策や治安対策など、社会的な負のコスト、この負担も懸念されており、さらに、カジノの運用や規制に関する多くの項目が政省令やカジノ管理委員会規則に委任されており、この詳細を明らかにすべき国会審議が十分に行われていません。

委員会では、この明らかに不十分な内容、是非提示をしてくださいとずっと求めてきましたが、この三百三十一項目にも及ぶ内容が出てきたのは土曜日の朝五時三十五分です。正式に委員会に、理事会に提出されたのは昨日の朝の理事会なんです。こんな昨日出てきたものをどうやって昨日一日で審議せよというのでしょうか。このまま、国民の理解が十分に得られない状況で、数の力だけによって性急に法案成立を図ることは、立法院としての責任を果たせず、将来に大きな禍根を残すことになっていきます。

そもそも、私たちは、西日本各地で豪雨災害の発生直後から、その被害の甚大さを認識し、被災地に寄り添うことを一番に考えるべきと判断してきました。しかし、何ですか、自民党の皆さん、自民党赤坂亭で宴会が行われていたその時刻、多くの被災者が、多くの被災者が恐怖で震えていたのは事実であります。

政府・与党、とりわけ石井国務大臣には、災害対応に専念していただくよう、繰り返し繰り返し、何度も要請してきました。委員会は開くべきではない、こんなことをしている場合ではないんです。カジノ法案なんて求めている人は少ない。カジノ法案の審議よりも、石井大臣には被災地対応に集中してほしいと、私たちは内閣委員会の理事会で何度も要請をしてまいりました。委員会を開けば石井大臣は出てこられるんです、IR担当大臣として。でも、IR担当大臣よりも、今は国土交通大臣として被災地に向き合うことが必要なんですと私たちは訴えてきたんです。

しかし、残念ながら、内閣委員会は開催され続けました。私たちは、じくじたる思いで、委員会審議にそれでも出なければならぬという使命感だけで臨んできました。当然のことながら、開かれれば私たちは座らなければならないからです。でも、IRの審議だけで終わるわけにはいかない、そういう思いで、国土交通大臣としての石井大臣に災害関係の質疑も含めて質問を行うということを理事会の中で承認いただき、そういった質疑も行ってきました。

しかしながら、審議の中で石井大臣からは、災害対応は万全の体制で行っているとの答弁があるのみで、災害対応へのリーダーシップやその危機意識を感じることができませんでした。当然、被災地にも大臣の誠意ある姿勢は届いていないと思います。

大臣におかれては、豪雨の災害の被害が拡大する中で、IRの国会審議を一時中断し、国土交通大臣として災害対応を優先したいんだと一度でも与党や国対関係者に対して意思表示をされたんではないですか。週末に行われた世論調査、その中でも、豪雨災害に対する政府の対応を評価しないと回答した人は四割を超えています。

今日もこの被災地、酷暑の中です。自衛隊、警察、消防、自治体職員、被災者の皆さん、そして

全国から多くのボランティアの皆さんが駆け付け、被災者の生活再建に向けた懸命の復旧復興活動が続けておられます。

本日まで被災による死者は二百名を超え、いまだ行方不明の方々も大勢おられます。

一昨日、広島で新たに男子高校生と思われる遺体が発見されました。できることなら生きて帰ってきてほしいと話しながら息子さんを捜し続けたお母さんの姿、他人事とは思えず、涙があふれました。御家族の皆さんは大きな悲しみと今後への不安で夜も眠れない日々を今も過ごされていると想像するだけで胸が締め付けられる思いです。

加えて、熱中症などによる複数の死者や、また、医師の手当てを受けるケースも相次いでいます。行方不明者の捜索や災害からの復旧も、より過酷な条件での作業が余儀なくされている状態です。

被災者の多くの方々は、日中は、自宅の片付けなど生活再建に向けた作業、そして役所での手続も行わねばなりません。いまだ約五千人の方々、避難所での生活を送られています。避難所では、プライバシーの確保は難しく、ストレスによる不眠が続く、また、約八万戸余りで断水が続く中、お風呂にも入れない、十分な食事も取れない状況にあり、大変厳しい不便な生活を強いられています。今後は子供たちや高齢者への医療体制も強化する必要があります。

被災された皆さん、現場で活動している皆さんが今どのような思いなのか、石井大臣、考えたことはありますか。石井大臣からは、その気持ちに寄り添う姿勢が残念ながら私たちには感じられないんです。被災地の復旧復興支援よりもIR整備法の国会審議を、ではなぜ優先されるのですか。もし今国会で成立しなくても、与党の皆さん、すぐに臨時国会開けばいいじゃないですか。その中でIR法案可決されればいいじゃないですか。どうして、一旦ストップする、その決断ができない

んでしょうか。こんな被災の中で毎日委員会が開かれている、その報道をテレビで見られる被災地の方々、どんな思いでいらつしやらないと思いますか。到底、国民の皆さんは理解できないでいるんです。

国民の声をくみ上げ、そこに寄り添うのが私たち政治に身を置く者の責務です。被災者への医療体制、心のケア、ライフラインの復旧、住宅の確保と再建など、国や自治体は幾つもの課題に並行して取り組んでいかなければなりません。被災者が必要とする支援は時間の経過とともに刻々と変化し、その都度そのニーズを正確に把握しつつ、適切な対応をしていく必要があります。

IR担当の石井大臣、国土担当大臣として、今後も集中豪雨や台風災害が発生しやすい時期が続くことが想定される中で、土砂崩れ、河川の氾濫、堤防の決壊など、国としてその警戒を強め、事前の対策を打つことを主導していかなければなりません。とりわけ、道路の寸断、まだ五百か所以上で道路寸断されているんです。鉄道の不通、物流も滞る中で、猛暑や台風による二次災害の発生を防ぎ、一日も早い復興に向けてその陣頭指揮を執るのが何よりも国土交通大臣の最大の使命です。

しかし、これらを後回しにしてIR整備法案の審議促進を優先する石井大臣の姿勢には、驚き、あきれざるばかりです。国民の生命、財産を守ること以上に、誰も認めていない、誰も求めているないカジノ解禁を最優先で進めようとする政府・与党の姿勢は絶対に許すことができません。

さらに、石井大臣は、昨年来問題となっている森友学園疑惑に関しても、国土交通大臣としての説明責任を果たさず、この問題を説明しようとする姿勢が見えません。

国土交通省は、決裁文書の改ざん依頼に関する調査結果で、改ざんの依頼を受けた職員はいなかったと結論付けました。しかし、後になって、

航空局長と財務省の理財局長の意見交換概要という文書が明らかにりましたが、石井大臣、逃げ回る答弁、時間稼ぎの答弁を繰り返してこられています。国有地払下げに伴う不当な値引きについて、いまだ、いまだです、疑惑が解明されない中、このような石井大臣の姿勢は国民の政治不信を広げるばかりであります。

国民の生命を守るための災害対策よりもカジノ解禁に関する法案審議を優先させ、その一方で、安倍総理大臣を守るために国民が求める疑惑解明に関する説明責任は放棄する石井大臣に、国土大臣としての資格はありません。

以上、国土大臣石井啓一君問責決議案を提出する理由を申し述べさせていただきます。議員の皆様は御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 本決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。和田政宗君。

(和田政宗君登壇、拍手)

○和田政宗君 自由民主党の和田政宗です。

私は、自民・公明を代表して、ただいま議題となりました石井啓一国土大臣問責決議案について、断固反対の立場から討論いたします。

まず冒頭、平成三十年七月豪雨で亡くなられた皆様方に心からのお悔やみと、被害に遭われた方々に心からのお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い復旧復興のために政府・与党一体となって取り組むことを約束申し上げます。

国会での審議を通じ、政策立案を進め、事業が円滑に進む基盤をつくり上げること、同時に、災害現場で救命や復旧復興が速やかに進むように、現場に迅速な指示を出し、的確な支援を送ること、石井大臣は、今回の災害対応に当たり、日夜、寝食を忘れ、その双方に取り組んでおられます。

石井大臣は、平成二十七年から国土交通大臣に就任され、現在に至るまで、国民の安全、安心の確保は国土交通省の最も重要な使命であるとの認識の下、大災害は必ず発生するとの意識を社会全体で共有し、これに備える防災意識社会への転換に取り組んでこられました。熊本地震、九州豪雨、そしてさきの大阪北部地震など、自然災害に對して常に迅速に、かつ的確な指示を与えてきたのは、石井大臣のこのような防災意識の高さと、シビルエンジニアリングを学び、現場で培ってきた経験があるからです。

今回の七月豪雨でも、石井大臣は、七月三日に非常体制を発令し、その後、非常災害対策本部等を設置し、本部会議を連日開催するなど、国土大臣として災害対応に全力で取り組むと同時に、IRを担当する大臣としても全力で国会答弁をされています。委員会出席中でも、秘書官を通じて適時報告を受け、適切に指示、命令ができる連絡体制を確保しており、被災地の復旧復興に向けて万全を期しておられます。

また、十四、十五、十六の連休中にも、広島、岡山、愛媛の現地に赴き、各地の被災状況を確認するとともに、避難所で不安な生活を送る被災者をお見舞いし、さらに、地元首長から直接種々の要望を受け、それを踏まえて関係部署に適切な指示をしてきたところです。

IRを担当する大臣としても、今回の特定複合観光施設区域整備法案、いわゆるIR法案の審議にも真摯に対応してきたことは周知のところです。

日本型IRは、国際会議場や国際展示場などの施設と収益面での原動力となるカジノ施設とが一体的に運営される総合的な施設であり、我が国を観光先進国へと引き上げる原動力とエンジンです。基本法制定時に付された附帯決議の内容もしっかり踏まえ、同法案では、カジノ行為に対する依

存を防止するため、他国には例のない入場回数制限や相当額の入場料に加え、本人や家族からの申出による利用制限等、利用者の適切な判断を助けるための措置について、カジノ管理委員会が依存防止の観点から十分なものとした。カジノ事業者は義務付けに従って実施することをカジノ事業者は義務付けております。

石井大臣は、同法案の趣旨、目的、効果、そしてギャンブル依存症やカジノ事業におけるマネーロンダリングなどへの懸念の声に十分に応ずる対策等について、国会の要求に対して誠実な対応に努め、真摯に答弁してまいりました。災害対応もしっかり行いながら、国会にも丁寧な説明してきただけです。

また、国有地売却問題でも、交渉記録の内容の把握や当時の担当職員への事実確認を指示した上で説明に努めてきたところです。

石井大臣におかれましては、今までどおり国民のために職務を全うしていただきたい、そのことをお願いいたしまして、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長 伊達忠一君 伊藤孝恵君。

〔伊藤孝恵君登壇、拍手〕

○伊藤孝恵君 国民民主党・新緑風会の伊藤孝恵です。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました国務大臣石井啓一君問責決議案に対し、賛成の立場から討論を行います。

討論に先立ち、この度の豪雨災害で亡くなられた方や、悲しみの中におられる御家族、被害に遭われた全ての方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、今日も、行方不明者の生存を信じ、猛暑の中で救助活動が続いている皆様から敬意をささげます。

災害対応は初動が何よりも大事、元建設省の官僚で国交大臣を三年も務める方が、それを知らないはずがありません。

今日五日の午後二時、気象庁は臨時で記者会見を開き、数十年に一度しかない大災害、重大な危険が差し迫った異常事態など、あらゆる表現を駆使して記録的な大雨の危険性について繰り返し述べた上で、厳重警戒と避難を呼びかけました。台風や大雪以外で気象庁がこのような会見を開くのは異例であり、政府は、今後大変なことが起こり得ることを十分に把握していたはずですが、今日現在、二百二十三人のかけがえのない日常が奪われました。それを守れたかもしれないタニングポイントが、大臣、この日だったのではないのでしょうか。

気象庁の会見を経て、既に十四万人に避難指示が出されていた五日夜、安倍総理や小野寺防衛大臣、上川法務大臣、岸田政調会長や竹下総務会長を始め五十名もの自民党議員が赤坂自民亭なる酒席において赤ら顔で乾杯している写真が、全国のひんしゆくを買っています。

想定される未曾有の水害に当たり、被災者の救出や災害状況の把握、早期の復旧体制の構築など、陣頭指揮を執るべき総理や、その前線に立つはずの防衛大臣が日本酒の飲み比べに興じていた上、本来なら官邸にへばりついて関係省庁の情報を収集、迅速に指示を出すべき西村官房副長官に至っては、宴会写真をツイッターに添付して、和気あいあいの中、若手議員も気さくな写真を取り放題、まさに自由民主党と、正気とは思えぬツイートをされています。

西村官房副長官が四年前に出版された御著書、「命を守る防災・危機管理」の表紙には、「その瞬間、生死を分けるもの」との書き込みが、冒頭には、大災害からの教訓、避難勧告の遅れで避難せずに亡くなった方も多く、早く避難していればと悔やまれることも多いなどと書かれています。

知見を生かさず、こんなくだらないツイートをしていたのはなぜでしょうか。自民党は若手も物言える空気なんです、楽しいですよと言いた

かったのでしょうか。写真には、若手らしき方はほとんど写っておりません。あの写真から滴り落ちていたのは、自分は権力に近い、こんなにも近い、それをたくさんの人に伝えたいという浅はかな欲望です。どうか目を覚ましていただきたい。その権力は、あつとき大雨の中で震えていた人のために使うべきではありませんか。

与党公明党の井上幹事長は十三日の記者会見で、赤坂自民亭について、軽率のそりを免れない、被害状況は想定できたのではないかと、会合自体を踏みとどまるべきだったと厳しい口調で批判されました。全く同感であります。

しかし、であれば何いたいたいののは、豪雨被害が拡大の一途をたどっていた十日、死者は百五十名を超え、広島県でも新たに河川が氾濫し、住民が逃げ惑うさなか、御党の石井大臣が、カジノを含む統合型リゾート実施法案を審議するため、内閣委員会に六時間もの間張り付いて、カジノをつくる意義を説明する必要性はどこにあったのでしょうか。赤坂自民亭以上に、これこそ踏みとどまるべきではなかったのか。死者が二百人を超え、なおも多くの行方不明者が助けを求めている十二日も、十三日も、昨日も、そして今日も、なぜこれほどまでに急いでカジノ法案を通す必要があるのでしょうか。大臣、必死になるところが違うのではありませんか。

野党は審議見送りを申し入れました。人命を優先し、災害対応に当たる石井大臣を拘束すべきではないという当然の判断です。人命よりも賭博優先などという決定を、大臣が、公明党がするわけがない、一縷の望みを懸けての申入れでした。

石井大臣には言っていたことがあった。今は災害対応に専念するときだ、河川や道路の復旧は私の所管だ、救援へりによる被災者の救出も支援物資の輸送も全部私の仕事だ、私が今、政治家として、人間として取り組むべきはカジノではない。こんな当たり前のことも言えない空気が今の政

府・与党にはあるのでしょうか。堂々と正しいことも言わないのが政治の中枢に居続けるための作法なのでしょうか。

大臣は、委員会の開会中でも秘書官を通じて災害対応の指示ができると釈明されました。私は、その釈明に絶望を感じます。己の正義を封印して流されてしまう程度の矜持で大臣を務めておられるのか。誰の力になるために大臣はその経験やポストを手に入れたのか。

石井大臣、物事には優先順位というものがございます。その順位を入れ替えることができるのは人間の心だけです。ポストを持った人間の務めは、優先順位を間違えないよう細心の注意を払うことです。損得ではなく、そんなくでもなく、当たり前を見失わず、後世に恥じることのない決断を下すことです。その意味で、今回の大臣の振舞いは、残念ですが十分問責に値します。

カジノ法案の問題点の第一は、法案審議の進め方です。今回の立法目的が、世界中から観光客を集め、日本を観光先進国に引き上げるためなのであれば、まずは、なぜその手段がカジノだったのか。誰をターゲットとして、どの程度の経済波及効果を見込み、そのメリット、デメリット双方を鑑みた調査結果、定性、定量のエビデンスを議論の場に表示しなければなりません。

その上で、日本において刑法上の重罪である賭博、カジノを、公営でなく民営で解禁していいものかについて熟議を尽くし、それでも推進すべきとなつて初めて、どんな規制や条件が必要か、具体的な整備案について話し合うのが立法府のあるべき姿です。

来日する外国人観光客のニーズは、日本の四季や歴史、伝統、文化や繊細な食であり、カジノではありません。また、カジノに訪れるのは外国人観光客ではなく八割が日本人だと見込まれ、経済波及効果の政府試算は皆無。衆参両院での審議が

平成三十年七月十八日 参議院會議録第三十五号

國務大臣石井啓一君問責決議案

進めば進むほど、国民の疑念は深まりました。直近の調査では、七六%の方がカジノ法案を今国会で成立させる必要はないと言っています。大臣が説明義務を果たしたとは到底言えない状況です。

第二の問題点は、法案の中身です。

刑法との整合性、つまり、賭博罪の違法性阻却の明確な根拠の不在や、カジノ業者による無利子貸金業務の問題、施設面積の上限が外されたことや、周辺地域を含む治安対策の不十分さに加え、大臣が度々答弁された世界最高水準の入場規制はこの法案のどこからも読み取れません。余りにも多くの課題、また、具体的な制度設計など、肝腎な部分は今後の検討課題として、ほとんど政令や省令に任せるという無責任なこの法案を通すわけにはまいりません。

なぜ入場者を外国人観光客に限らないのですか。外国資本の出資が無制限なのですか。カジノを管理規制すべきカジノ管理委員会にカジノ業者が入れるのはなぜですか。そして、推進法案のときは自主投票だった公明党が、整備法案になったら賛成に転じたのはどうしてですか。全員で賛成するにはそれなりの理由や党内議論があつたはずで、それを教えていただきたいのです。

法案成立後に想定されるリスクへの手当てが不十分な点が第三点目です。

特に深刻なのはギャンブル依存症の問題で、現在、日本には三百二十万人のギャンブル依存症患者がいると言われています。パチンコ産業の年間売上額はおよそ二十三兆円。アメリカのカジノの総売上は七兆円。世界全体で見ても十五兆円足らずであることも分かるように、日本は既にギャンブル依存大国です。カジノは間違いなく、病を生み広げ、本人のみならず家族の人生を壊します。

問責決議の最後の理由は、昨年来、国会で多くの時間が費やされている森友学園問題について、大臣が無責任な態度に終始している点です。

疑惑の核心は、国民の財産である国有地がなぜただ同然で売却されることになったのか。公文書の改ざんや隠蔽、虚偽答弁など前代未聞の重大事件に発展せざるを得なかった、隠したい真実とは何だったのか。そして、この責任は誰が、いつ、どう取るのか。

行政が自浄作用を失ってしまった理由も含めて、国会の責務で真相を明らかにし、同じ過ちを犯さない仕組みをつくらなければなりません。大臣の姿勢は、強大な国政調査権を死蔵させ、行政監視の責務を軽んじ、全容解明を妨げるものにならず、もはや大臣として到底信任できません。

以上、國務大臣石井啓一君問責決議案に賛成する理由を申し述べ、私の討論を終わります。

(拍手)

○議長(伊達忠一君) 小川敏夫君。

〔小川敏夫君登壇、拍手〕

○小川敏夫君 立憲民主党・民友会の小川敏夫です。

國務大臣石井啓一君問責決議案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、この度の西日本を中心とした豪雨災害、被災者の方々に深くお見舞いを申し上げます。

さて、その豪雨災害の復旧、これは国民の悲願、国民全体の思いであります。大変残念なこと、石井大臣は、国交大臣としてその陣頭指揮に当たるべき立場であるにもかかわらず、この賭博場設置法案の審議を優先した。誠に残念な対応であります。国民に対する救助、復旧活動を行うべき職責を放棄していると言わざるを得ないこととあります。

さて、今回審議しているのは、カジノ法案、特定複合観光施設整備法案という法案であります。が、そもそものこの法案がいかにもやかしの法律案であるかということと述べさせていただきます。そして、そうしたまやかしの法律案を提出したこと自

体が國務大臣に値しないということを述べさせていただきます。

まず、皆さん、与党の方も含めて、カジノを認めるけれども、IR施設、特定複合観光施設というものが整備されるんだと、当然この法律はそういうIR施設が整備されることを義務付けていると考え違いされていませんか。

この法律には、どこにもそういうIR施設を整備しなければならないとは書いてありません。非常に巧妙な仕組みですが、結論から言えば、カジノ事業者は、施設を新たに造るのではなくて、既存の施設の施設を用いて行うことができるんです。既存の施設を用いて使うのなら、新たな整備にはなりません。

法律では、このIR施設の運営事業者は、施設を設置するという言葉を使っていますが、設置するという言葉は新設ではないんです。カジノ事業者にカジノを認める代わりにIR施設がどんどん整備されるよというのは、実はこの法律ではそういうふうになっていません。この法律では既存のものを複合施設として認めておるわけでありまして、更にもう一つ、その既存の施設はカジノ事業者が所有するものでなくていいんです。他の事業者が所有しているそうした施設、これを賃借するだけでもいいのがこの法律の仕組みであります。

すなわち、整備法案、整備法案というけど何にも整備しない、今ある既存の施設が法律の要件に当たれば、それでカジノ免許を与えることができるというのがこの法律の仕組みであります。

では、このIR施設のその要件、もう一回おさらいしてみましようか。

例えば会議場、まあ私の話を聞く前に、皆さん、大きな大型ホテルやあるいは各地にあるテーマパーク、リゾート施設、それを思い浮かべてください。今この五つがあるかどうか当てはめながら、どうぞ皆さんが思い浮かべる施設を想定してください。会議場がある、展示スペースがある、

民俗・伝統芸能、これを催す場がある、宿泊施設がある、観光案内をする部門があると。例えば東京でも大型ホテルが幾つもありますが、今言った五つの要件に当たるじゃないですか。

今、日本の国内にある大きなホテルやテーマパークやリゾートセンター、そうした施設の中で、この特定複合観光施設、法律が定めた要件に当たる施設は随分たくさんあるんです。既存のもの。そして、既存のものを運営する者にカジノ免許を与えることができるというのであれば、何にも整備にはならないじゃないですか。

再三申し上げていますように、こうした法律の正しい説明をしないで、あたかも国民が誤解していること自体が第一に不適切であるということと申し述べているわけがあります。

ですから、他人が所有している整備要件に当たるホテルやリゾート施設やテーマパークを借りて、その一角にカジノをつくるのが実はできるというのがこの法律の中身でありまして、あたかもカジノ業者がIR施設、これを新設して、その赤字を全部しよい込んでというような説明がなされていますが、それはカジノを新設したい人間が殊更吹聴しているでたらめな話でありまして、少なくともこの法律はそうではなくて、既存の施設のまますこにカジノ場を設けることができるというのがこの法律の中身であります。

しかも、カジノ事業者はこのIR施設を運営する、IR施設を運営する者がカジノ事業者になるということになっていきますけれども、IR施設の運営を第三者に委託することも認められています。であれば、今既存の大きなホテルがある、そのホテルをホテル事業者から借りて、そして今度はホテルの運営をそのホテルに全部丸投げしてしまえば、何にもしなくてもいいんです。そして、そうすることによってそのホテルの一角にカジノ場をつくることができるというのがこの法律案の中身なんです。

カジノ推進法案に与党の方で反対された方がいました、今回は賛成に回っています方もいらつしやいます。その反対から賛成に回った方が、万一、いや、カジノは悪いけれども、認める代わりに、立派なIR施設が当然できることが義務付けられている、赤字も補填することが義務付けられているということが理由で賛成に回ったのであれば、それは大きな間違いであります。今からでも遅くありませんから、しっかりとその点を議論していただきたい、このように考えております。

次に、このIR法案のまやかし。

カジノを認める代わりに、依存症に陥る人がないように、あるいは少しでも少なくなるように、万全な依存症対策を講じるということがカジノを設置する上で約束事であったはずであります。ところが、どうでしょう。この法案での依存症対策、週三回の入場制限であります。ところが、この三回というのが、我々が日常的に使う言葉の三回とはどうやら違うようであります。三回、我々、日常的には出入りすることが三回で三回ですけれども、この法案では一回は二十四時間、これが一回でありまして、二十四時間の間、何回出入りしようとそれは一回と考え、数えるというのがこの法律であります。

そうしますと、週三回ですから、二十四時間を三回、もっと具体的に言えば、連続する二十四時間ですから、月曜日のお昼から火曜日のお昼まで一回、水曜日の夜八時から木曜日の夜八時まで二十四時間一回、金曜日のお昼から土曜日のお昼まで一回、すなわち、週七日間のうち六日間を連続して、一日平均十二時間、ずっとカジノ場に浸っていて、それで三回、そこまでは認めるというものなんです。

週六日間、一日平均十二時間もやらせることを認めておいて、なぜこれが依存症対策に効果的な入場制限だと言えるのでしょうか。例えば、今ある公営競技、昼間しかやっていません。あるいは

は、少なくとも夜通しやるような公営競技はありません。それでも依存症が生じております。今度は、カジノはまさに二十四時間営業の中で週六日間、一日平均十二時間を連続して入場させることができるということで、何でこれが効果的な依存症対策なのであるのでしょうか。まさに、週三回に入場を制限したから依存症対策は十分講じているというの、まやかしの説明でございます。

この点、大臣に、政府に質問しましたところ、いや、こういう入場規制をしている例は外国にはないという答弁をいただきましたが、そもそも入場規制ではなくて自国民を入場禁止にしているところが多いわけですから、入場を禁止していれば、禁止しているんですから、入場を禁止して制限する規定なんか要らないわけでありまして、そういう例を無視して、諸外国にない例外規定だと、入場規制だと言うのは、誠意的を外した議論でございます。

最後に、私は別に時間稼ぎをしているわけではなくて、どうしてもこの法案のまやかしで訴えなくてはいけないことを、そのポイントを取り上げてお話ししているわけでありまして、もう一つ訴えさせていただきます。

このカジノは、日本人を対象とするのではなくて、海外から来日する観光客を主として対象とするというお話でした。ただ、どうも理解し難い。賭博場の中で賭博資金を貸し付ける仕組みがございまして、それが認められています。一定のお金を預けた方に無制限でお金を貸し付けるという、それ自体大変に好ましくない仕組みでありますけれども、よく考えてみてください。海外から観光に来る方があらかじめカジノにお金を預けていますか。あるいは、カジノは、ぶらっと海外から来た観光客にお金を貸しますか。すぐに国に帰っちゃって回収できるかどうか。貸出しはしません。すなわち、言葉では何とでも言えます。観光客

が相手、日本人に対しては主たる相手とはしていませんと言葉では言えるけれども、しかし、仕組みは、やはり観光客相手ではなくて、お金を借りるのは、日本にいてカジノ業者から見れば債権が回収しやすい人が対象だと。結局、ここに、このカジノは観光客という名目を使っているだけで、実際には日本人を主たる顧客とするカジノ業者とすることがこの法律の規定の中に表れているのではないのでしょうか。

そもそも、我が国では賭博は禁止されております。犯罪であります。とりわけ、賭博をする人よりも、賭博をさせて金もうけをする、そうした賭博場の経営者が、これは許さないとというのが我が国の賭博に対する一貫した姿勢でございますが、まさに三月以上五年以下という厳しい重罰があるのが賭博開張罪でございますが、しかし、例えば競輪、競馬などの公営競技、法律では認めておりますが、これは全て利益が公に還元されるものであります。民間事業者が利益を上げるというものではございません。その限りに於いて違法性が阻却されるということで例外的に扱われておるわけでありまして、このカジノ事業は、利益がカジノ事業者の、私企業の利益になるという仕組みであります。我が国の賭博に対するこの刑法の基本原則、すなわち賭博を相手にした金もうけはさせないという趣旨を著しく踏みにじる、まさに違法性が阻却されないものでございまして、このような、るる述べましたが、問題が多い許し難い法案について、まやかしの説明も伴って提案したということは、この法案を提出した責任自体、石井国務大臣が大臣にふさわしくない問責に当たると考えておられて、まさに、日本の勤労意欲を損なう賭博は許さないと、そうした我が国国民の良心を外国の賭博場業者に売り渡すような、まさに亡国の法律ではないでしょうか。

最後に、石井国交大臣の職責に関しては、森友

事件に触れざるを得ません。

大変に国民が森友事件の真相解明を求めているにもかかわらず、石井国交大臣は反対に消極的でございます。例えば、平成二十九年九月七日付けの財務省理財局長と国交省航空局長の打合せメモがございました。まさに国会を冒瀆するような答弁の打合せが行政間でなされていた。その文書について、石井大臣は、存否の調査すらしないという拒絶の答弁をしております。まさに、国民が真相の解明を求めているその森友事件に対してこれを隠蔽しようとする、そう思われても仕方がないような対応でありまして、これは大臣失格でございます。

以上述べたとおり、石井大臣が大変見識の高い方だと私は思っておりますが、ただ、残念なことに、大臣としての職責は国民の期待に背くものでございまして、当然、問責に値するものであります。そのことを述べまして、私の意見とさせていただきます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 辰巳孝太郎君。

〔辰巳孝太郎君登壇、拍手〕

○辰巳孝太郎君 日本共産党の辰巳孝太郎です。まず、西日本豪雨で亡くなられた方々に哀悼の意を、そして被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。

私は、会派を代表して、石井啓一カジノ担当大臣に対する問責決議案に断固賛成の立場で討論をいたします。

賛成する第一の理由は、国土交通大臣としてこの度被災した西日本豪雨災害の陣頭指揮を最優先せずに、賭博解禁法たるカジノ実施法の成立のために適進する姿勢を最後までかたくなに変えなかったからであります。

死者二百名を超える大災害となつた西日本豪雨災害では、河川の氾濫や堤防の決壊、土砂災害など、被害が広範に及び、何よりも迅速な対応が必要でした。ところが、大臣が被災地に赴いたの

は、発災から一週間以上経過した七月の十四日でした。熊本地震の際には地震発生翌日に現場に駆け付けたことと比較すると、対応の遅れは明白です。

また、驚いたことに、大臣は、十日の内閣委員会の審議において、広島県府中町の榎川の氾濫についてお昼のニュースで知ったと答弁をされました。大臣が被災地の現場の状況をお茶の間と同じタイミングで知るといふ信じられない事態でありました。

このように、カジノの審議を継続することが災害対応に当たるとしての職責を果たせなくすることは明白でありました。ところが、大臣は、十二日の審議で、我が党の議員が委員会を退出し災害対応に専念することを促した際にも、答弁席から動かず、カジノの審議を続けたのです。

七月十一日、全会一致で採択された国会決議は、政府として、人命救助に全力を傾注すること、国の総力を挙げて災害対応に当たるとともに、賭博の解禁に血道を上げた大臣として、問責は当然であります。

賛成理由の二つ目は、石井大臣の下、提出されたカジノ法案が問題だらけだからであります。

まず、カジノ実施法案は日本の歴史上初めて民営賭博の解禁を狙ったものですが、賭博の違法性が阻却されるという明確な理由が全く示されていません。法務省が示してきた違法性阻却の八要件がどのように阻却されたのか、何度聞いても、推進会議でよく話し合ったからとしか答弁は返ってきません。本法案は、強い違法性があるからこそ禁じられてきた民営賭博を違法性はそのままに解禁しようとするものであり、到底認めるわけにはまいりません。

これまでの公営ギャンブルは、利益の使い道を公的なものに限ってきました。しかし、カジノでは、利益の三割を納付金として国と自治体に納め

れば、あとは全て民営企業のものとなります。賭博によつて多くの日本国民から搾り取ったお金は海外企業の懐に入る。まさに究極の売国法案ではありませんか。

大臣は、賭博解禁に当たつて世界最高水準の依存症対策を施すと繰り返ししました。日本人のカジノ利用は週三回まで、月十回までというものでありました。ところが、二十四時間単位で一回と算定するため、仮に日をまたいでも、半日ずつの利用であれば一回とみなします。つまり、一年の三分の二をカジノに通うことが可能なのであります。これの一体どこが依存対策になるのでしょうか。

大臣は、シンガポールを手本にしていると言ってきました。しかし、シンガポールは、NCPGという国立の第三者機関が頻繁なカジノ利用者をリストアップし、家計の状況を審査し、ギャンブルによつて家計に困難が生じていれば強制的に回数制限を課すシステムであります。

日本の場合は、入場制限などの依存対策を行うのはカジノ企業です。射幸性を高め、ギャンブル依存症が増えれば増えるほどもうかるカジノ企業が本気で依存対策などできるはずがないじゃありませんか。

法案では、元々、依存対策としてカジノ推進本部が提言に盛り込んでいた一万五千平米というカジノ区画面積の上限が撤廃されました。シンガポールにあるIRのカジノ区画は一万五千平米であり、初期投資の五十億ドルを五年で回収したとしております。ラスベガス・サンズやMGMが大阪のカジノ計画で示している初期投資額はその倍の百億ドルです。まさに、カジノ面積が一萬五千平米ではカジノ企業が求めている投資の回収ができないからこそ、面積上限が撤廃されたのです。依存対策よりもカジノ資本のもうけが優先されたわけであります。

胴元であるカジノ事業者がギャンブル資金を貸

し付ける制度も大問題です。多重債務問題の教訓から貸金業法に盛り込まれた年収三分の一の要件も当てはめず、貸せる上限を判断するのはあくまでカジノ事業者です。収入だけではなく、預貯金、国債、有価証券、土地や建物などの資産を考慮に貸し付けることができます。この貸付制度がなければカジノビジネスは成り立たないとカジノ資本が求めてきたものが実現するわけであります。利用者の身ぐるみを剥がしてこそ成り立つビジネスの何が公益性か。人の不幸の上に成り立つカジノを推進する石井大臣への問責は至極当然ではないでしょうか。

法案審議の過程で立法事実に関わる重大問題が明らかになりました。大手カジノ企業が、カジノ推進法の提案者である自民党や維新の会の議員に対してパーティー券購入の形で事実上の献金を行つていた問題です。大手カジノ企業とコンサル契約を締結したあるコンサル会社は、元経産省の職員、元国会議員秘書、維新の会の元議員二名や自民党の比例代表の候補であつた方がスタッフとして在籍をしております。まさに政界工作のための人選です。そのような企業から利益供与を受けていたとすればまさに立法事実に関わる重大問題ですが、石井大臣はカジノ法案の審議を推し進めているわけであります。

大阪で進められている万博とカジノは一体です。政府が立候補した二〇二五年大阪万博のオフィシャルパートナーには、ラスベガス・サンズ、MGM、シーザーズ、メルコリゾート、ハードロック・ジャパンなど、海外のカジノ資本が並んでいます。カジノ企業がなぜ万博に関わるのか。それは、カジノ単体では税金を使つたインフラ整備の大義が立たないからです。また、万博に来た客をカジノに呼び込むことも狙っています。大阪万博のテーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」、サブテーマは「多様で心身共に健康な生き方」です。健康長寿をうたう万博をもうけの道具

にしようとしているカジノを推進する大臣に、その資格はありません。結局、カジノ法案は、海外観光客を呼び込むいいながら、ターゲットの多くは日本人です。国や地方の財政に寄与するといひながら、その試算もしておりません。そして、日本人の資産が参入してきたカジノ海外事業者へ流れていく。全く国民のためにならない法案であり、こんな法案を推進する大臣に大臣たる資格がないのは当然ではありませんか。

賛成理由の三つ目は、森友事件の真相解明に背を向けて蓋をする石井大臣には大臣の資格が欠落しているからです。

我が党は、昨年の九月七日に国土交通省航空局長と財務省理財局長などが、会計検査院報告書原案にあつた地中ごみの積算金額を削除させようと会計検査院への介入を相談した際のメモを明らかにいたしました。国交省は、同日の会合はしたと認めたものの、メモは削除したとしてごまかそうとしています。

また、六月の十八日、我が党が独自に入手した国交省が作成したと思われる別の文書を私は決算委員会で取り上げました。財務省と国交省が交渉記録の提出についてすり合わせた文書であります。そこには、近畿財務局と理財局とのやり取りについては最高裁まで争う覚悟で非開示とするとあり、また、大阪地検の刑事処分については、官邸も早くということで法務省に巻きを入れているなどと書かれています。

これらの事実とすれば、法治国家としての前提を掘り崩すものであり、国会での真相究明が不可欠です。にもかかわらず、石井大臣はこの文書について省内で確認すら拒否をして、とうとう予算委員長が異例の要請を行うに至りました。ところが、大臣はいまだに調査も確認もしておりません。立法府からの求めに何ら対応する姿勢さえ取らない大臣、今や国会に責任を負うべき閣僚とし

ての資格も、議事人としての資格もありません。

森友事件は、安倍昭恵氏が関与し、森友学園に国有地がただ同然で売却されたことを隠すために公文書が改ざんされた前代未聞の事件です。会計検査院は、ごみの捏造について、国交省も含めて調査を継続しております。

この期に及んで自ら真相を明らかにせず隠蔽を続ける大臣は、今すぐに大臣の職を解かれて当然であるということをお願いして、石井大臣に対する問責決議案に賛成の討論を終わります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。足立信也君外六十四名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(伊達忠一君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

す。

投票総数

二百三十七票

白色票

六十九票

青色票

百六十八票

よつて、本決議案は否決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第一 健康増進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長島村大君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔島村大君登壇、拍手〕

○島村大君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止すること、に、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案に加え、松沢成文君外一名発議の健康増進法の一部を改正する法律案(参事一九号)を一括して議題とし、審査を行い、第一種施設の対象施設及び特定屋外喫煙場所の在り方、既存特定飲食提供施設の要件及びその設定理由、加熱式たばこの健康への影響及び規制の在り方、従業員の受動喫煙からの保護等について質疑を行うとともに、参事より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

本法律案の質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して武田良介委員より反対、日本維新の会を代表して東徹委員より反対、希望の会(自由・市民)を代表して福島みずほ委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 本案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。東徹君。

〔東徹君登壇、拍手〕

○東徹君 日本維新の会の東徹です。

会派を代表して、内閣提出の健康増進法の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論を行います。

平成二十八年の国立がん研究センターの推計では、受動喫煙が原因で、肺がんが二千四百八十四人、虚血性心疾患が四千四百五十九人、脳卒中が八千四百四十人など、一年で約一万五千人の方が亡くなったとされております。徹底した受動喫煙対策が求められます。

また、来年のラグビーワールドカップ、再来年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、世界各国から多くの観光客が我が国を訪れることが予想されます。しかし、残念ながら、今回の政府案は世界水準から大きく見劣りしています。日本はいまだ受動喫煙対策が不十分であると世界に示すようなものです。

以下、具体的に反対の理由を申し述べます。反対の第一の理由は、飲食店の特例の範囲が広過ぎることです。

厚生労働省は、小規模飲食店における経営への影響を緩和するため、一部の飲食店を喫煙可能とする特例を設け、その基準として、資本金のほ

か、客席面積百平米以下と定めました。このような特例は経過措置として必要ではありませんが、飲食店には家族客も多く訪れることから、一番弱い立場にある子供たちを受動喫煙から守るため、特例の範囲は最小限にすべきであります。

日本維新の会は、希望の党と共同で、より厳しい受動喫煙対策を内容とする法案を参議院に提出いたしました。我々の案でも飲食店の特例を設けていますが、基準を施設面積三十平米以下とすることで、その対象を一五％程度に抑えています。

一方、政府案では五五％の飲食店が特例の対象となり、規制として骨抜きにされています。これでは、望まない受動喫煙をなくすという目的は達成できません。

また、厚生労働省は、この面積基準を決めるに当たつて神奈川県条例も参考にしたとしています。しかし、厚生労働委員会、維新・希望案の発議者であり、前の神奈川県知事である松沢議員から、神奈川県は百平米以下の飲食店を対象から外して努力義務にしたのが大失敗だったと、百平米というのは余りにも広過ぎるという答弁もありました。

東京都や大阪府を始め多くの自治体で、政府案より厳しい内容の条例を定めて、これから定めようとしています。国の規制では不十分であると、地方自治体が先行して受動喫煙対策を進めており、このような地方の動きこそ、国は参考にしなければなりません。

反対の第二の理由は、子供や患者など、守られるべき人が守られていないことです。

昨年三月に厚生労働省から示された受動喫煙防止対策に関する基本的な考え方では、学校や病院は敷地内禁煙とされていきました。子供や患者などを受動喫煙から守る上で必要な対策が取られていないと評価できるものでした。

しかし、今年の三月に提出された今回の政府案

では、子供が集まる学校や患者のいる病院も、敷地内での喫煙が可能とされています。また、親子連れも多い運動施設も、健康のためにスポーツをする場所であり、スタンド席にはたくさんのお客様が訪れるにもかかわらず、喫煙可能となつています。明らかに昨年の内容より後退しており、政府案では、守られるべき人たちを守ることができていません。

我々の対案では、学校や病院は敷地内禁煙としています。国民の命と健康を守るために何が重要かを考えなければなりません。

反対の第三の理由は、厚生労働省は、飲食店の特例について、一部の反対の大きな声しか聞いていないことです。

飲食店にヒアリングをした団体の数は少なく、ヒアリングをした団体自体も、その業界の意見をまとめられているか不明確です。事業が継続できないと一部の反対の大きな声もあるかもしれませんが、厚生労働省としては、国民の命と健康を守る立場から、世界標準に見合った法案にすべきであります。

反対の第四の理由は、実施時期が遅く、施行されてからも段階的に受動喫煙対策を進めるとするなど、全くスピード感がないことです。

政府案では、全面実施が再来年の四月一日とされています。せめて来年度のラグビーワールドカップの開催までに全面実施すべきであります。

また、法律が施行されてからも段階的に対策を進めていくとの説明でありましたが、では、いつ頃までに世界標準に見合った制度にするのかも全く見えてきません。そこからは、一日も早く国民を受動喫煙から守ろうという姿勢や責任感を感じられません。

我々の案でも受動喫煙を完全になくすところまでは行きませんが、子供や患者など、特に配慮が必要な人たちを守る上で政府案より厳しい規制を内容としており、世界の流れに沿うものとなつて

います。ただ、委員会で採決いただけなかったことは残念でなりません。

確かに、国会議員の中には喫煙者もいます。国会内の控室や議員会館の事務室など、今まで自由にたばこを吸っていた場所でも吸えなくなつてしまふことに抵抗を覚える国会議員も多く、自民党の中でも、一部に受動喫煙防止に対する反対の大きな声があつたと聞いております。そのため、政府の受動喫煙対策は昨年の案から大幅に後退してしまいました。

冒頭にも申し上げましたように、平成二十八年の国立がん研究センターの推計では、受動喫煙が原因で一年で約一万五千人の方が亡くなつていとされています。国民の命と健康を守ることが厚生労働省の最も重要な任務であるにもかかわらず、年間一万五千人の救える命を、世界標準から劣る骨抜き法案を提出する、本場に厚生労働省はこれでいいと考えているのでしょうか。

世界的にも受動喫煙に対する視線は厳しく、徹底した受動喫煙防止を求める声は年々大きくなつています。世界に恥じない受動喫煙対策を早急に実現するよう要請し、国民の命と健康を守る厚生労働省や担当大臣であるべきと強く申し上げ、反対の討論といたします。

○議長(伊達忠一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票開始〕
〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十六
賛成 百七十六
反対 六十
よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第二 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

日程第三 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

〔いずれも衆議院提出〕
以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長石橋通宏君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔石橋通宏君登壇、拍手〕

○石橋通宏君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、北方領土問題が今なお未解決であり、元島民の高齢化が進んでいる現在の状況及び北方領土返還運動の拠点である北方領土隣接地域の振興に関する施策の実施の状況に鑑み、共同経済活動の進展も踏まえつつ、北方領土問題の解決の一層の促進を図るため、特別の措置を講ずべき施策として、共同経済活動のうち、北方領土隣接地域の経済の活性化に資するものを特定共同経済活動と定義し、

その円滑な実施のための環境整備を追加することにも、近年、北方領土隣接地域振興等基金の運用益が減少していることに鑑み、その取崩し等について定めようとするものであります。

次に、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、近年、元島民等の生活の安定に関し、その生計の維持が必ずしも子や孫の一人の収入によつてなされているとは言えない実態等を踏まえ、生前承継及び死後承継による融資対象者について、複数名の指名を可能とするほか、介護等を行う者のうち、主たる者を指名可能とするともに、元島民の配偶者や子又は孫の配偶者も指定可能とすることで、北方地域旧漁業権者等の範囲を拡大し、これらの者の営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金を貸し付けることができることとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審査を行い、提出者である衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長横光克彦君より趣旨説明を聴取した後、共同経済活動を法案に書き込んだ理由、共同経済活動及び特定経済活動の具体的内容、我が国の北方領土における主権、平和条約問題に関する法的立場と共同経済活動、北方基金の取崩しの在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し七項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七
賛成 二百三十七
反対 ○

よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) これにて休憩いたします。

午前十一時三十四分休憩

午後三時一分開議

○議長(伊達忠一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

浜口誠君外四名発議に係る内閣委員長柘植芳文君解任決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。浜口誠君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔浜口誠君登壇、拍手〕

○浜口誠君 国民民主党・新緑風会の浜口誠です。

まず冒頭、西日本豪雨で亡くなった皆さんに衷心より御冥福をお祈りするとともに、被災された皆さんにお見舞い申し上げます。また、連日の猛暑の中、懸命に被災地で活動されている全ての皆さんに心から敬意を表します。

私は、国民民主党・新緑風会、立憲民主党・民友会、日本共産党、希望の会の各派を代表しまして、ただいま議題となりました内閣委員長柘植芳文君の解任決議案について、提案の趣旨を御説明いたします。

まず、決議案を朗読いたします。
本院は、内閣委員長柘植芳文君を委員長の職より解任する。

以下、その理由を申し述べます。

第一は、この度の豪雨災害に対する柘植委員長

の対応についてであります。
台風七号及び前線等によって各地で発生した平成三十年七月豪雨による災害は、本朝五時現在、二百二十二名の死者や十七名の行方不明者、土砂崩れや堤防の決壊、浸水を引き起こした大災害であります。気象庁が五日の十四時に、大雨についての会見としては異例の緊急記者会見を行い、厳重な警戒を呼びかけておりましたが、全国各地に大きな被害が発生する事態となつてしまいました。

大災害に対しては、一刻も早く、最優先で対応を行わなくてはなりません。このようなときは与野党の枠組みを超えて対応に当たるときは、九日に野党各党の党首が内閣総理大臣宛てに、防災担当大臣、国土交通大臣など関係大臣が災害対策に専念できるよう緊急の申入れを行ったことは、報道等で御承知のとおりであります。

特に、公明党の石井啓一国土交通大臣は、内閣委員会でも審議中のIR整備法、いわゆるカジノ法案の担当大臣でもあることから、被害の全容が把握できるまで法案の審議は延長し、石井大臣が災

害対応に集中できる環境を整えてはどうかと、国会や現場においても何度も提案をしまいにしました。

本来であれば、良識の府である本院の内閣委員長として、そして、何よりも人として、国民の命を守るために、体を張つてでも内閣委員会の開催を中止し、政府として災害対応に全力で取り組むべきと安倍総理や石井大臣に進言すべきであつたと思います。しかし、あろうことか、柘植委員長は、全国各地で甚大な被害が起き、一刻も早い対応が求められる中、カジノ法案審議の冒頭から、委員長の職権によって委員会の開催を決めたので、こうした委員会運営に、多くの国民はあきれ返つたに違いありません。国民の命を無視した国会運営は絶対に看過することはできません。

発災後、生存率が急激に低下するとされる七十二時間の壁という言葉がありますが、この言葉が示すように、初期対応が何よりも重要です。しかし、各地の川が氾濫危険水位に達し、避難指示も出されていた五日、西村官房副長官のツイッターからも、総理や防衛大臣、法務大臣が赤坂自民亭と称する自民党衆議院議員の飲み会に出席していたことが明らかになっていきます。政府が国務大臣を本部長とする非常災害対策本部を設置したのは、気象庁の緊急記者会見から三日後であり、最初の大雨特別警報発表から約三十九時間後であつたと報じられています。刻一刻と七十二時間が迫る中、政府の初動が後手に回つたのは明らかです。

政府として一刻も早い災害対応が求められる中、国土交通大臣として陣頭指揮を執るべき石井担当大臣を委員会室に張り付け、カジノ法案の審議を急いで進める必要が一体どこにあつたのでしょうか。全く理解できません。国会はカジノのためにあるのですか。カジノ法案の審議が遅れたところで誰一人命に支障は出ません。国会は国民の命を守るためにあるのではないのですか。政府・

与党は優先順位の付け方が間違っています。

いまだ多数の方々の安否が不明であり、多くの人が避難所での不自由な生活を強いられている中で、なぜこのような判断をしたのか、その理由を与党筆頭に聞けば、政府に聞いてくださいと言ひ、石井担当大臣に質問すれば、国会の求めに応じてと返ってきました。少なくとも九日時点で各党各会派は、法案に賛成の立場であれ反対の立場であれ、今は委員会審議ではなく、石井大臣に災害対応に当たっていただくのがよいという考えで一致をしていました。全ての野党会派が協力すると申し出ていたわけですから、政府・与党の判断次第でどのような対応も可能だつたはずで、一体誰がどのような理由でカジノ法案の審議を進めるべきと判断したのでしょうか。政府・与党の中で責任を押し付け合うような姿勢は余りにも無責任であると考えます。

私は、少しでも被災者の皆さんの力になればと思ひ、十五日に、豪雨災害で被災した地域である岐阜県関市と、十七日に、岡山県岡山市にボランティアに参加しました。一緒に活動されていたボランティアの皆さんも、猛暑の中で、本当に汗が落ちるかのような汗をかきながら、地道な作業を懸命にされておりました。こうした被災地で頑張る皆さんに、柘植委員長は、これまでの内閣委員会でのカジノ法案の審議内容を胸を張つて説明できますか。

柘植内閣委員長御自身の地元岐阜県でも大きな被害が発生しています。御地元を大切に思われている柘植委員長が御自身の意思でカジノ法案の審議を強行に進めたとは考えにくく、恐らく柘植委員長は、今、ひたすら職権でカジノ法案審議を進めた自らの対応を振り返つて、自責の念に駆られていらつしやることと拝察いたします。

しかし、柘植委員長は、中立公平の委員長として、自らの良識に照らし合わせて委員会審議をやめ、災害対応を優先させる権能をお持ちでした。

この委員会審議を止めるのは柘植委員長にしかできなかつたのであり、この状況下でカジノ法案審議を強行した責任を内閣委員長として重く受け止めていただかなければならないのであります。

第二に、IR整備法案そのものの審議状況について申し上げます。

本法案については、各種世論調査やパブリックコメントでも反対が賛成を大きく上回つています。七月十四日から十五日にかけて行われた朝日新聞の世論調査でも、カジノを含む統合型リゾート実施法案を今国会で成立させるべきか尋ねたところ、その必要はないが七六%、今の国会で成立させるべきと答えた人が一七%となっています。内閣支持層でも、必要ないが六四%、成立させるべきが二九%であり、多くの国民が本法案を今国会で審議する必要性を感じていないことは明らかであります。

また、なぜカジノが成長戦略になるのか、なぜギャンブルが合法化されるのかという素朴な疑問に対して、政府は納得のいく説明ができておらず、ギャンブル依存症が増えるのではないかと懸念も払拭することができていません。

政府は、ギャンブル依存症対策として、週三回かつ二十八日間で十回という制限を設け、入場料を徴収すると言っていますが、本当に効果があるのでしょうか。二十八日間で十回という入場回数制限の根拠は、連続する二十八日間の有給休暇を含む平均的な休日日数が十日程度となっていることを踏まえたものと説明していますが、休日のたびにカジノに通うことができる制限は、果たして制限と言えますか。滞在二十四時間を一回とカウントするため、週三回の入場で最大週六日の滞在も可能ですが、これも本当に制限と言えるのでしょうか。

そもそも、三日に行われた参考人質疑で、依存症対策に取り組む一般社団法人RCPGの西村代表理事は、カジノ回数制限に科学的根拠があると

は言い難いと述べられておられますが、本法案で設けられた制限は、制限とも呼べないようなお粗末なものではないですか。入場料についても、政府参考人が、入場料を払わせることがバリアになると、エビデンスに基づいて立証された論文はまったくないと答弁しています。

本当に効果があるのか分らない回数制限や入場料を課し、実質通い放題に等しい制限を設けたことをもって依存症防止措置とするのは、余りにも稚拙と言つてはかありません。

また、本法案は、カジノ事業者による貸付業務、特定金融業務を認めています。顧客が借金をしてまでギャンブルをすることができるシステムをつくるのは、多重債務やギャンブル依存症の発症を助長しかねないと繰り返し指摘されていますが、それでもこの貸付業務を認めなければいけない理由をいまだに理解できません。

こうした問題点を踏まえれば、IR法案は、我が国には必要のないざる法、悪法と言わざるを得ません。

私たちは、国会審議において、充実した審議を通じて問題点を明らかにし、解決につなげていきたいと考えています。しかし、ここで言う充実した審議とは、問われたことにきちんと正面から答え、不十分な点については改めてもらうことが大前提であります。政府の主張を延々と繰り返して、ただ審議時間が経過するのを待つことではありません。国民の健康的な生活に重大な影響を与えかねない本法案を現時点において成立させることは拙速にはかならず、職権によつて委員会審議をむやみに進めた柘植委員長の委員会運営には重大な瑕疵があると考えます。

賢明であり、いつも周りの皆さんに配慮を忘れない、温かい心の持ち主である柘植委員長ならば、喫緊の災害対応が要求される状況下で、国土交通大臣でもある石井担当大臣を委員会室に張り付け、このように内容にも大いに問題のあるカジノ

ノ法案の審議を強引に進めたことは誤りであると、本当はお分かりになつてはいるはずですが、豪雨災害によつて甚大な被害が発生している中、国土交通大臣でもある石井担当大臣を災害対策に専念させることなく、このカジノ法案の審議を進めることに、どれほどの国民が納得していると思つていらつしやるのでしょうか。

繰り返しますが、柘植委員長は、委員長職権でカジノ法案の審議を進めるのではなく、多くの人が助けを求めているこの豪雨災害への対応を最優先させるためにこそ、自らの職権を用いるべきでありました。全ての野党会派が災害対応に専念できる環境づくりに協力すると申し出たにもかかわらず、委員会を、それも全て委員長職権で強引に実施したことは許し難い愚挙であり、判断能力に欠けたものであつたと言わざるを得ません。

こうしたあしき前例を許すことは、名誉ある本院に禍根を残すことになりす。絶対に許されることではありません。公平公正に委員会を運営すべき委員長でありながら、政府・与党と一体になつてこの状況下で災害対策よりもカジノ法案審議を優先した柘植委員長は、完全に信頼を失つており、もはや内閣委員長として認めるわけにはありません。

以上が、内閣委員長柘植芳文君解任決議案を提出する理由であります。議員の皆さん、その良心に従い、本議案に御賛同賜らんことを訴え、私からの趣旨説明を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 本決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。豊田俊郎君。

(豊田俊郎君登壇、拍手)
○豊田俊郎君 自由民主党の豊田俊郎です。私は、自民・公明を代表し、ただいま議題とな

りました柘植芳文内閣委員長解任決議案に断固反対の立場から討論をいたします。

冒頭、平成三十年七月豪雨でお亡くなりになられた皆様方に心からのお悔やみと、そしてまた、被害に遭われた方々に心からのお見舞いを申し上げます。我々政府・与党は一体となつて、一日も早い復旧復興のために取り組むことをお誓い申し上げます。

以下、この解任決議案に反対する理由について、具体的に御説明を申し上げます。

参議院内閣委員会において現在審議されている特定複合観光施設区域整備法案、いわゆるIR法案は、少子高齢化に直面する我が国において、将来にわたる経済成長を確実にするために、インバウンド観光を大きな経済活力創出のツールとする重要法案であります。

国際会議場や国際展示場、日本の伝統、文化、芸術、食などを生かした観光の魅力増進施設等を一体的に設置、運営することで、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するとともに、その観光振興、雇用の創出が、周辺地域、ひいては我が国の全体にもたらされるような工夫により、人口偏在が進む我が国の喫緊の課題である地方創生にも資するものであります。

また、一昨年のIR推進法の審議の際には、ギャンブル依存症に総合的に対処するための仕組み、体制の構築、徹底したマネーロンダリング対策など、多数の要望事項が附帯決議に盛り込まれましたが、今回の整備法案ではこれらの事項についても具体的な措置がとられており、重ねて政府にもしつかりと運用されるよう求めております。

これらの点については、既にこれまでの委員会審議で議論され尽くされてきたところであります。そして、このような審議が委員会でもなされたのは、ひとえに柘植内閣委員長の御尽力とそのお人柄によるところが大きいことは、会場におられる全ての皆さんが認めるところであります。

柘植内閣委員長は、名古屋森孝郵便局長となられて三十五年間、地域に根差した郵便局であるべきとの思いを常に胸に抱きながら、地域の皆様の立場に立つて、郵便業務の傍ら、相談事や悩みも丁寧に関きながら、地域の皆様とともに歩んでこられました。

活躍の場を政治の世界に移されてからも、地域に全力、地域を元気にスローガンに掲げて、人と人の心を大切に、そして日本津々浦々の地域に思いをはせるお人柄は変わることなく、参議院環境委員長としても、そして内閣委員長としても、少数会派の方々の主張に耳を傾け、野党の審議時間を十分確保し、中立公正な運営に尽力されてきました。参議院らしく国会でも重要法案の審議が整然と行われたのは、柘植委員長の丁寧な運営のたまものと確信をいたしております。この度、解任決議案が提出されたということは、非常に残念なことであります。

内閣委員会の果たすべき役割は、近年ますます重要度を増してきております。数多くの案件を抱える内閣委員会には、慎重、丁寧に法案を審議しなければなりません。同時に、審議が尽くされれば、それに基づき結果を出していかなければなりません。そのような中、IRR法案における質疑時間は衆議院を超えています。必要な論点も議論が尽くされています。今まさに採決しなければならぬときであることは明々白々であります。

以上、この解任決議案に反対する理由を申し述べました。

健全な国会運営を求める良識ある参議院議員の皆様方には、柘植内閣委員長の解任決議案が圧倒的多数で直ちに否決されるべきであると重ねて強く申し上げます。私の反対討論といたします。ありがとうございます。(拍手)

議長 伊達忠一君 森本真治君。

(森本真治君登壇、拍手)

○森本真治君 国民民主党・新緑風会の森本真治

です。

私は、会派を代表して、ただいま提案のありました内閣委員長柘植芳文君の解任決議案について、賛成の立場から討論をいたします。

冒頭、平成三十年七月豪雨では、西日本を中心に多くの尊い命が失われ、今この瞬間も、多くの被災者が困難な生活を余儀なくされています。犠牲になられた方々に哀悼の誠をさげますとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

また、この間、多くのボランティアの皆さんが連日御支援いただいていること、行政職員、自衛隊、消防、警察の皆さんも連日酷暑の中で激務をこなしていただいていることに、被災地の議員として感謝申し上げます。

災害対応に与党も野党もありません。何よりも被災者支援を最優先とし、そのことに全力を尽くすのが国民の代表たる国会の責務であることは言うまでもありません。

この平成に入り最大の豪雨被害は、気象庁では、六月二十八日から七月八日頃を、西日本を中心に全国的な記録的大雨の時期としています。しかし、そのたつた二日後の七月十日に、与野党の合意のないまま、柘植委員長は職権によって内閣委員会の開催を決め、カジノを含む統合型リゾート施設、IRR整備法案の審議入りを強行しました。さらに、その後も、委員長職権の乱発により、委員会の開催を強行してこられました。このことは、豪雨災害における国民の生命と財産を守るための被災者支援よりもカジノ実施法案の審議を優先させたことと非難されるべきものであります。

昨日、内閣委員会が開かれ、私も会派の御配慮をいただいていた状況に立っていただきました。その際、広島県状況について申し上げましたが、改めて議場の皆さんにもお伝えしたいと思っております。私の自宅は広島市安佐北区口田南というところ

にあります。自宅から数分のところで土砂災害が発生し、多くの命が失われています。また、浸水被害も数多く発生しています。地域のコミュニティの拠点として地域になくはならない郵便局の二つの局が休止し、再開のめどが立っていません。

幸い自宅は無事でしたが、団地の上にある、ため池は土砂でいつぱいになっています。次に何かあれば、ため池も決壊し、団地の多くの家も被害に遭う状況です。御近所の方も、不安を抱えながら近隣の復旧作業に努めていらっしゃいます。

広島県内の被害は広域であり、直接御連絡をいただく地元の被災箇所を中心に回ることしかできていません。被災者の方が被災状況を、声を震わせて、体を震わせながら説明してくださる姿が脳裏から離れません。目の前の河川が氾濫し、橋や道路が流されていく、自宅が浸水していく。掛ける言葉もない中、最後には皆さん、よろしくお願ひしますと深々と頭を下げられます。

今でも警戒態勢が続いているところがあり、また、地元の安佐北区では、現在も避難指示が出ているところがあります。晴天が続いていますけれども、大規模な地すべりのおそれのある箇所があります。実際に避難されている世帯は約一割で、現在も市の職員さんや町内会長さんがこの時間も避難を促していらっしゃいます。

私もその地域に行きました。高齢の女性の方が一人、お庭を掃除していらっしゃいました。何かあれば、到底自力で避難できるような方ではありません。行政の皆さんも懸命に今取り組んでいただいていますけれども、マンパワーが全く足りていないのが現状です。

しかし、このような状況の中、内閣委員会では、災害対応の陣頭指揮を執っていたただかなければならない石井国土交通大臣をIRR法案の審議に張り付けにしまいました。先週一週間、現場

を石井大臣は訪れることができませんでした。

ようやく先週末になって広島にお越しいただきました。その日の夜の地元のニュースで、被災された方が厳しい姿勢で大臣に詰め寄る場面が県内で放映されました。私も、被災された方から怒りをぶつけられることがあります。それでも、現場に行つて皆さんの声を聞き続け、行政の手が届いていないところがまだまだ多くありますので、その情報を届ける、さらに、行政側の動きも被災者にお伝えする役割をさせていただきたいと思ひます。

野党は、石井大臣に災害対応に集中できる環境を整えるべきではないかと提案しました。しかし、柘植委員長は、野党の提案を聞くことなく法案審議を強行しました。せめて、委員会を開くのであれば、災害関連の集中審議を行っていただきたかったと、その思いです。

昨日の内閣委員会では、私も質問時間のほとんどを災害関連に充てました。これは、理事会において、委員会開催を強行する中で、国土交通大臣としての石井大臣に災害関連の質問をすることを与党も了承していたからであります。当然、この間、強行された委員会の中で、委員の皆さんの質問の多くは災害関連となりました。つまり、災害発生後、IRR法案に関する十分な審議はほとんど行われていないということであり、指摘された問題点についての審議は不十分のことは、柘植委員長が一番御存じのはずであります。

私も、昨日の数分間だけ法案のことに触れました。カジノ場への入場回数制限を短期的、長期的に導入しているのは我が国だけであり、世界一の入場規制とうそぶく政府。実際は、週三回の入場回数制限は、二十四時間一回のカウントであるため、一週間で六日間の入場が可能です。二十八日間十回は、二十日間の入場が可能となります。このことさえ答弁で認めようとしませんでした。最後の最後で認めることになりました。こ

れで、何ら依存症対策にもなり得ないことは明白です。

また、これまでの公営ギャンブルでは、営業時間規制が設けられてきました。パチンコなども、風営法の規制や自治体の条例でその営業時間が規制されています。しかし、カジノは三百六十五日二十四時間営業とすることが可能となります。これまでの公営ギャンブルではなかった営業形態を取ることに、その結果、負けを取り戻そうと気が高まったときに冷静になるタイミングが得られにくく、新たな依存症患者の増加に拍車を掛ける可能性が非常に高いと言わざるを得ません。

そして、日本で初めて民間賭博を解禁するにもかかわらず、条文も二百五十一条と極めて多く、カジノ規制に関する具体的な内容は、政令、省令、規則委任が三百三十一もあり、全体像が全く分からない中で審議をさせようとする、問題だらけの法案であることは明白でありました。

多くの世論調査でも、IR法案に対する賛否を聞いたところ、反対が多数を占めています。また、法案を成立すべきかとの問いでも、成立させるべきではないとの回答が多数を占めていることは、ここにいる皆さんが御承知のことだと思います。

今般の災害に当たって、いまだ行方不明者の捜索が行われています。懸命に復旧に向けて酷暑の中での作業が行われており、全国から多くのボランティアの皆さんが駆け付けて来ています。このような緊急事態の中で、国民生活に重大な影響を及ぼす可能性が高いカジノの解禁を進めようとする政府・与党の姿勢、そして委員会開会を強行する柘植委員長への采配を断じて許すわけにはいきません。

与党の一員である柘植委員長としては、本意ではあるが、官邸、与党国対の方針に従わざるを得なかったのでしょう。敬愛する柘植委員長でありますから、そうであつたと信じたい気持ちもあります。

ります。しかし、政治家としての矜持が残つていらつしやるのであれば、法案審議よりも災害対応に集中する、委員長としてのまさに職責を果たしていただきたかった。柘植委員長、そのことができたのはあなたしかいないと思つていました。その期待は裏切られました。ただただ無念の気持ちだけであります。

委員長の職責を果たすことができない以上、私たちとしては、その職を辞していただくしかありません。そのことを改めてお伝えし、私の討論とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)
○議長(伊達忠一君) 相原久美子君。

〔相原久美子君登壇、拍手〕

○相原久美子君 立憲民主党・民友会の相原久美子です。

まずは、先日の豪雨災害によりまして多くの被害に遭われた皆さん、そして、今も現地で多くの方たちの力を借りて復興に励んでいらつしやるこの状況に対して、心よりお見舞いと感謝を申し上げます。ありがとうございます。

私は、会派を代表いたしまして、ただいま議題となりました内閣委員長柘植芳文君解任決議案に対し、賛成の立場から討論を行います。

賛成の理由は明確に二点に尽きます。

まず一点目。

現在、まさに内閣委員会において議題となつてある特定複合観光施設区域整備法案は、審議をすればするほど、肝腎なことは何も定められていない、至つて怪しい法案であることが明らかになつてきています。だからこそ、審議を尽くすことで法案のはらむ疑念や問題点を明らかにし、その上で採決を行うことを判断するのが、公平中立である委員長が一番に心を砕かなければならないことなのではないでしょうか。にもかかわらず、委員長は、審議継続を求める私たち、審議継続を私たちは、是非災害対策にと求める野党の声を聞くこ

となく、職権による委員会設定で終局を図るなどということは、委員長解任決議に値する暴挙であると断ぜざるを得ません。

この特定複合観光施設区域整備法案、いわゆるカジノ法案の持つ問題点は枚挙にいとまがありません。ちなみに、カジノ法案ではなくIR法案だと政府・与党の皆さんは強弁します。しかし、専らカジノ収益に頼らないことには複合施設の運営が賄えないという前提を繰り返し答弁されるのであれば、やはりカジノ法案と言わざるを得ません。

以下、ほんの触りですが、審議が尽くされていない点を御紹介したいと思います。

カジノ法案御担当の石井大臣は、冒頭の委員会における趣旨説明で、一昨年に成立した議員立法であるIR推進法に、政府は施行後一年を目途として法制上の措置を講じなければならないと規定されていることを理由として挙げています。大慌てで法案を作成されたのでしょうか。このカジノ法案には、法文上に盛り込まず、法成立後に政省令や規則等で定めるとした項目が、その数三百三十一にも及びます。

この具体的内容について、私たち野党は、審議における重要事項として委員会へ資料提出をいただけるよう委員長に取り計らいを求めました。それを受け、先日、政府が理事会に提出した資料は、政令事項は、専門的事項九項目、技術的事項四十九項目、省令・規則事項としては、国土交通省令四十四項目、そしてカジノ管理委員会規則で定める事項二百二十九項目のうち主なものコンバクトな二枚紙にまとめたものでした。

しかし、何と、政府提出の二枚紙は、私たち立憲民主党がこの法案の衆議院における審議入り前の六月六日に開催した部会への提出資料二枚紙と全く同じものでした。少なくとも、衆議院の審議においても指摘されていた懸念事項について、政府として、少しでも払拭し課題を整理し、参議院

の審議に臨もうとする気概はないのでしょうか。この政府の不誠実な姿勢は、私たち参議院の審議がないがしろにされているという点だけ取つても、与野党を問わず、怒りをもって政府に再提出を求めなければなりません。いわんや、委員長自らが政府に対し、これでは参議院における審議が進められないと政府の真摯ある対応を求めることこそが委員長の職責と言えるのではないのでしょうか。

また、政府が繰り返す世界最高水準のカジノ規制というの、何が最高なのか、最高と思ひ込んでいるだけなのか、政府の答弁を聞いてもさっぱり理解できません。大臣の趣旨説明には、世界最高水準のカジノ規制の一つとして、日本人等のカジノ施設への入場回数について、連続する七日間で三回、連続する二十八日間十回に制限していると繰り返されます。

そして、この規制の根拠は、国内旅行が平均すると二泊三日程度、国内で開催される国際会議への日本人参加者の平均宿泊数が二・三泊であるとのこと。毎月、土日と祝日の全てをカジノで賭博ができるよう設計をされたのでしょうか。また、国際会議で出張に來られた方々がカジノに入り浸れるような設計ということでしょうか。

さらに、先日の委員会でも我が会派の小川議員が指摘したとおり、この週三回というのは、延べ二十四時間単位で一回とカウントするため、週に三日が限度ではなく、カジノ場への出入りを繰り返せば、一週間のうち六日までカジノに通い詰めることが制度設計上可能です。このような国民をベテンに掛ける説明こそを世界最高水準と自負されているのでしょうか。

また、カジノができることにより被害が想定される社会的リスクに対応するコストの見通しについてさえ、現時点では定量的に試算することは困難としか答弁をいただけません。問題点はまだまだあります。委員長は、この法

案の懸念、疑問について、審議し尽くされたと本
当に思つていらつしやるのでしようか。ただ単に
衆議院内閣委員会における審議時間を既に超えた
ということのみでは、法案の審議が尽くされたとい
う合理的事由には全く当たりません。委員長
率直な今の心情を伺いたいと思います。

そして、二点目です。
言うまでもなく、皆さんお分かりのことと思
います。それは、なぜ今カジノなのかの一言に尽
きます。今回のカジノ法案、審議入りから今日の委
員会立てまで、全て柘植委員長長の職権で開催さ
れてしまいました。

カジノ法案が審議入りした七月十日、内閣委員
会においては、冒頭、この度の西日本豪雨災害で
尊い命を落とされた方々の御冥福をお祈りし、黙
禱をさせていただきます。その場には、国土交
通大臣を務められる石井大臣もおられました。お
かししくはないでしょうか。私たち政治家は、人
の命を守るためにこそ職責を全うするものではない
ですか。

国土交通省内に今回の非常事態への対応のため
の災害対策本部が設けられ、インフラ復旧、避難
されている方々の生活支援のための物資の輸送、
そして海上保安庁における救命救急等々、それぞ
れの部署で、現場で全力で復旧に当たっている職
員の皆さんの陣頭指揮を執るべき大臣を、なぜカ
ジノ法案審議のために日中の時間のほとんどを委
員会に縛り付けておかなければならなかったのだ
でしょうか。

職員は優秀な方々ばかりです。大臣が不在でも
適切な対応は可能なかもしれません。しかし、
組織たるもの、トップに立つ者がその場にいるか
いないか、これは雲泥の差があるのです。それと
も、常識的には理解できない委員会立てを行った
委員長、与党の皆さんは、大臣なんていなくても
一緒でもお考えですか。そんなことはないと思
っています。であるならば、なぜこのような強引

な委員会開催となつたのか、政府・与党の中にお
いて、どこが原因なのかしっかりと検証を行い、
その結果を明らかにしていただきたい。現在のこ
の国において、ギャンブル依存症の一番の重篤な
患者は政府・与党の皆さんではないですか。ま
ず、そのことに皆さんお一人一人が気付いてく
ださい。国民をないがしろにするような政府・与
党、委員長はこの国に必要なありません。

私たち野党は、このような緊急時において命に
関わる法案であれば、定例日云々を抜きにして、
真摯に委員会日程を優先させます。しかし、この
カジノ法案、このような状況下にあつて、何が何
でも成立させなければならぬ法案なのか、私に
は全く理解ができません。どうか委員長、与党の
皆さん、考えてください。

柘植委員長長のホームページにこんな言葉が書か
れていました。
私は、人の心を大事にすること、人の気持ちに
なつて、何ができるかを訴えていくのが政治だ
と考えます。この初心を忘れずに、人と人の心を大
切にすることを政治活動の柱に据えて、様々な課
題の解決に取り組みます。

委員長、初心に立ち返ってください。
先輩議員の皆さんたちが培ってきた熟議の府、
良識の府の参議院のありようを、この間のTPP
法、そして今回のIR法案で自らが放棄する行為
に至つたのだということを改めて指摘いたしまし
て、私の賛成討論を終わります。

ありがとうございました。(拍手)
議長(伊達忠一君) 田村智子君

〔田村智子君登壇、拍手〕
○田村智子君 私は、日本共産党を代表して、た
だいま議題となりました内閣委員長柘植芳文君解
任決議案に賛成の討論を行います。

その最大の理由は、西日本豪雨災害への緊急の
対応が求められている中で、カジノ実施法案
の審議を委員長職権によって強行し続けたことで

す。

IR整備法案、すなわちカジノ実施法案は、西
日本の広範囲で激しい雨が降り続いていた七月六
日金曜日、本会議での趣旨説明、質疑が行われま
した。七日、八日、すさまじい豪雨は収まること
なく、次々と土砂崩れ、河川の氾濫を引き起
し、多くの人命が奪われる大災害となつてしま
いました。時間を追うごとに死者、行方不明者が増
え続ける重大な事態に、ここにおられる議員誰も
が、胸が潰れる思いを、いても立つてもいられな
い焦燥感を抱いたのではないのでしょうか。

九月月曜日、内閣委員会理事懇談会で日程協議
が行われました。法案を所管する石井IR担当大
臣、すなわちカジノ担当大臣は、土砂災害の対策
に直接責任を負う国土交通大臣です。IR、つま
りはカジノの法案のために委員会に縛り付けるべ
きではない、私も、国民民主、立憲民主、希望の
会も、繰り返し、委員会を立てるべきではないと
求めました。

我が党は、カジノに断固反対です。法案を廃案
にすべきという立場です。しかし、九日の理事懇
談で、私は、どうしても成立を目指すというのなら
ば継続審議の手続をすればよい、これだけの災害
が起きたのだから早期に臨時国会は召集されるだ
ろう、そのときに落ち着いた環境で審議すればよ
いではないかと、ここまで譲りました。これは、
法案やカジノへの賛否の問題ではないからです。
人命救助の真つただ中、まだ被害が拡大するおそ
れがあるというときに、政府が、とりわけ国交大
臣が災害対応にあらゆる力を集中しなければなら
ない、ただただその一点を本気で求めたのです。

野党のこうした主張は、柘植委員長にも届いて
いたでしょう。与党の理事も、思いを共有するこ
ころはあつたでしょう。事実、自民党藤川理事
は、何度も私たちの意見を自民党内に持ち帰り、
理事懇談会は昼から夕方まで断続的に行われるこ
ととなりました。しかし、自民党の結論は、重要

法案として国会に提出したので今国会での成立
を願いたいというものであり、これを受けて、柘
植委員長は、付託された法案を審議することが委
員会の役割だと、職権で翌日十日六時間の法案審
議を決めてしまいました。

十日になつても私たち野党は委員会の取りやめ
を求め続けましたが、委員長の判断は変わりませ
んでした。その結果、石井大臣は、委員会室に座
り続け、広島県府中町で発生した榎川の氾濫を屋
休みのニュースで知るといふ事態になりました。

災害は拡大し、猛暑の中で行方不明者の捜索が続
いている、懸命に救助活動が行われている、鉄路
も道路も寸断され、孤立した集落で助けを待つて
いる、その真つただ中で、外国人観光客を呼び込
むために、日本の伝統、文化、芸術等を生かした
観光の魅力を発信するだとか、世界最高水準のカ
ジノ規制だとか、こんな議論は聞くことさえも苦
痛でした。柘植委員長、あなたは胸が痛まなかつ
たのでしょうか。

十一日本会議では、西日本豪雨災害に政府が全
力に対応することを求める決議が全会一致で採決
されました。しかし、柘植委員長は、IR整備法
案の審議日程を、十二日六時間、十三日参考人質
疑、そして昨日十七日、総理出席を含む六時間、
全て職権によって強行しました。

特に、昨日の委員会は、西日本の被災地を訪問
し、避難所で直接話を聞いた安倍総理が国会で最
初に答弁に立つたのがカジノ法案の審議という、
参議院の歴史に汚点を残す委員会となつたので
す。

日程協議で委員長は、野党の意見に真剣に耳を
傾けておられました。十日の委員会を職権立てす
るときには目が潤んでいるようにも見えました。
柘植委員長、委員長長の職責とは、自らの良心を
し込めて自分が所属する党の意見に従うことでは
ないはずで、与党、野党の意見を聞き、道理あ
る委員会運営を行うためには、時には所属する党

の幹部に意見することも辞さない、この覚悟で国民に恥じることのない公正な委員会運営を決断する、これこそがあなたの職責だったのだと言わなければなりません。

委員長解任に賛成する第二の理由は、重要法案と言いつながら、IRR整備法案の審議を深めることなく、昨日夕刻の理事会で、質疑終局、採決を一方的に宣言したことです。

委員長は、質疑時間が衆議院を超えたことを理由としましたが、これまで三回行われた対政府質疑では豪雨災害についての質問も多く、法案審議を深める条件を欠いていました。また、法案には、カジノ施設の面積規制を含め三百三十一項目が政省令とカジノ管理委員会規則に丸投げされており、この項目一覧が政府から示されたのは昨日の委員会開会直前でした。世界最高水準の規制をうたいながら、それをどう担保するのか、国会審議では全く明らかにできていません。

また、二年前に議員立法として成立したIRR推進法の提出者がアメリカのカジノ事業関係者にパティー券を購入してもらったという問題も急浮上しました。刑法で犯罪とされている民間賭博を政府が解禁するのはハードルが高い、まず議員立法でカジノ解禁を政府に要求し、議員立法を根拠に政府がカジノを合法化する、これが今回のIRR整備法案が提出された経緯です。事の始まりが海外カジノ業界から日本の政治家への裏献金であったという疑惑が深まっており、我が党は、推進法提出者であった岩屋毅氏、細田博之氏、両衆議院議員の委員会出席を求めています。

こうした問題への質問が始まったばかりで、どうして法案採決を宣言することができるのでしょうか。中立公正を投げ捨て、与党と政権の言いなりに委員会運営を強行することは許されません。第三に、加計学園問題について、真相究明に欠かせない参考人招致や証人喚問を棚上げし続けていることです。

加計学園の獣医学部新設の経緯で官邸や内閣府がどう関与したのか、この真相究明は今国会で行うべきです。愛媛県知事が、参議院予算委員会の要請に応え、文書を本院に提出したのは五月二十一日のことです。この文書には、安倍総理と官邸の直接的関与が詳細に記されています。

二〇一五年二月二十五日、加計学園理事長と安倍総理が獣医学部新設問題について直接会って話をした、ここから総理秘書官、内閣府などが加計学園ありきで動き始めた、これしか説明の付かない状況です。ところが、総理が面会を否定し、学園の事務局長が面会を思い付きででっち上げたという、どうにも説明の付かない説明が行われている。誰がうそをついているのか、何をごまかそうとしているのか、真相究明することは当然です。私は、加計学園の理事長、事務局長、また、内閣府で国家戦略特区を担当し、加計学園の車で獣医学部新設予定地まで視察していた藤原豊氏らの委員会招致を繰り返し要求していますが、柘植委員長は、その実現のために何も動こうとしていません。

加計学園の問題で、世論調査では七割が総理の説明に納得していない、つまり圧倒的多数の国民がこの国の総理大臣はうそをついていると思っている、これは異常な事態です。委員長が行うべきは、窮地に立たされた政権をかばうことではなく、疑惑のうみを出し切るよう、政府や政権から独立して、徹底した国政調査を断行することではありませんか。

最後に、国民の信託を受けた国会が、議員がなすべきことは何か、国民から鋭く問われていることを自覚すべきです。国民に恥じることない国会運営を、国会審議を行うことを強く求め、討論を終わります。(拍手)
○議長(伊達忠一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。足立信也君外六十四名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されており、現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、投票をお願いします。議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕
〔参事氏名を点呼〕
〔投票執行〕
○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕
○議長(伊達忠一君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場開鎖〕
〔参事投票を計算〕
○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十五票
白色票 七十二票
青色票 百六十三票
よつて、本決議案は否決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕
○議長(伊達忠一君) これにて休憩いたします。午後四時十一分休憩
〔休憩後開議に至らなかった〕

出席者は左のとおり。

議長 伊達 忠一君
副議長 郡司 彰君

高木かおり君	平木 大作君
新妻 秀規君	大沼みずほ君
片山 大介君	竹内 真二君
里見 隆治君	小野田紀美君
石井 苗子君	伊藤 孝江君
三浦 信祐君	熊野 正士君
小川 克巳君	清水 貴之君
高瀬 弘美君	佐々木さやか君
河野 義博君	宮崎 勝君
石田 昌宏君	藤巻 健史君
儀間 光男君	杉 久武君
秋野 公造君	竹谷とし子君
石川 博崇君	石井 正弘君
井原 巧君	浅田 均君
石井 章君	横山 信一君
谷合 正明君	矢倉 克夫君
若松 謙維君	水落 敏栄君
野上浩太郎君	片山虎之助君
東 徹君	室井 邦彦君
浜田 昌良君	山本 香苗君
山本 博司君	西田 実仁君
山口那津男君	魚住裕一郎君
中川 雅治君	上月 良祐君
高橋 克法君	長峯 誠君
堀井 巖君	山下 雄平君
自見はなこ君	こやり隆史君
佐藤 啓君	進藤金日子君
徳茂 雅之君	中西 哲君
今井絵理子君	朝日健太郎君
青山 繁晴君	足立 敏之君
和田 政宗君	古賀友一郎君
太田 房江君	大野 泰正君
北村 経夫君	酒井 庸行君

島田 三郎君	島村 大君	鶴保 庸介君	柳本 卓治君
高野光二郎君	大家 敏志君	木村 義雄君	溝手 顯正君
中西 健治君	赤池 誠章君	薬師寺みちよ君	野田 国義君
江島 潔君	渡辺 猛之君	行田 邦子君	木戸口英司君
三原じゅん子君	藤川 政人君	伊藤 孝恵君	アノ二才猪木君
長谷川 岳君	末松 信介君	松沢 成文君	中山 恭子君
磯崎 陽輔君	佐藤 正久君	山本 太郎君	浜口 誠君
牧野たかお君	平野 達男君	吉川ゆのみ君	森屋 宏君
片山さつき君	石井 準一君	宮本 周司君	青木 愛君
松村 祥史君	山本 順三君	又市 征治君	森本 真治君
松山 政司君	世耕 弘成君	馬場 成志君	舞立 昇治君
林 芳正君	衛藤 晟一君	三木 亨君	三宅 伸吾君
藤井 基之君	山谷えり子君	森 ゆうこ君	福島みずほ君
山本 一太君	武見 敬三君	石上 俊雄君	浜野 喜史君
岡田 直樹君	吉田 博美君	森 まさこ君	山田 俊男君
山田 修路君	元榮太一郎君	丸山 和也君	丸川 珠代君
山口 和之君	平山佐知子君	田名部匡代君	大野 元裕君
伊波 洋一君	松川 るい君	大島九州男君	足立 信也君
藤木 眞也君	宮島 喜文君	石井みどり君	佐藤 信秋君
藤末 健三君	糸数 慶子君	古川 俊治君	中野 正志君
渡辺美知太郎君	山田 宏君	羽田雄一郎君	長浜 博行君
そのだ修光君	井上 義行君	小林 正夫君	徳永 エリ君
阿達 雅志君	渡邊 美樹君	山崎 正昭君	尾辻 秀久君
滝沢 求君	滝波 宏文君	中曾根弘文君	山東 昭子君
柘植 芳文君	堂故 茂君	増子 輝彦君	大塚 耕平君
豊田 俊郎君	中泉 松司君	舟山 康江君	矢田わか子君
二之湯武史君	羽生田 俊君	宮沢 由佳君	杉尾 秀哉君
高階恵美子君	中西 祐介君	山添 拓君	真山 勇一君
宇都 隆史君	上野 通子君	小西 洋之君	武田 良介君
岩井 茂樹君	磯崎 仁彦君	斎藤 哲史君	吉川 沙織君
石井 浩郎君	青木 一彦君	難波 嘉隆君	岩淵 友君
関口 昌一君	西田 昌司君	川合 孝典君	石橋 通宏君
塚田 一郎君	二之湯 智君	難波 奨二君	牧山ひろえ君
野村 哲郎君	松下 新平君	吉良よし子君	倉林 明子君
福岡 資麿君	猪口 邦子君	藤田 幸久君	川田 龍平君
橋本 聖子君	愛知 治郎君	風間 直樹君	江崎 孝君
宮沢 洋一君	岡田 広君	相原久美子君	紙 智子君
有村 治子君	金子原二郎君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君

櫻井 充君	白 眞敷君	厚生労働委員	厚生労働大臣
那谷屋正義君	蓮 舫君	国務大臣	国務大臣
芝 博一君	大門実紀史君	(内閣府特命担当大臣)	(内閣府特命担当大臣)
井上 哲士君	田村 智子君	当大臣(沖縄及び北方対策)	国務大臣
榛葉賀津也君	柳田 稔君	国務大臣	国務大臣
小川 敏夫君	小川 勝也君	国務大臣	国務大臣
福山 哲郎君	神本美恵子君	国務大臣	国務大臣
鉢呂 吉雄君	山下 芳生君	国務大臣	国務大臣
市田 忠義君	小池 晃君	国務大臣	国務大臣
加藤 勝信君	照君	国務大臣	国務大臣
石井 啓一君	石井 啓一君	国務大臣	国務大臣

議長の報告事項
去る十一日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

朝日健太郎君	岡田 広君	補欠
中泉 松司君	石井 準一君	補欠
野上浩太郎君	佐藤 啓君	補欠
磯崎 哲史君	榛葉賀津也君	補欠
大門実紀史君	田村 智子君	補欠
総務委員		
辞任		
榛葉賀津也君	磯崎 哲史君	補欠
外交防衛委員		
辞任		
佐藤 啓君	野上浩太郎君	補欠
財政金融委員		
辞任		
足立 信也君	川合 孝典君	補欠
田村 智子君	大門実紀史君	補欠

厚生労働委員

川合 孝典君	補欠
武田 良介君	倉林 明子君
農林水産委員	
辞任	
渡辺美知太郎君	中泉 松司君
国土交通委員	
辞任	
岡田 広君	朝日健太郎君
環境委員	
辞任	
石井 準一君	補欠
倉林 明子君	渡辺美知太郎君
武田 良介君	補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員

武田 良介君	仁比 聡平君	補欠
横山 信一君	山本 博司君	補欠
柳田 稔君	浜野 喜史君	補欠
東日本大震災復興特別委員		
辞任		
青山 繁晴君	太田 房江君	補欠
石井みどり君	こやり隆史君	補欠
石田 昌宏君	進藤金日子君	補欠
中泉 松司君	中西 哲君	補欠
伊藤 孝江君	竹内 真二君	補欠

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。
公職選挙法の一部を改正する法律案(参第一七
号)
同日本院は、次の議員提出案を否決した(衆議院
に通知した)。
公職選挙法の一部を改正する法律案(西田実仁
君外一名発議)

同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

平成三十年七月豪雨の災害対策に関する決議
同日議員から次の質問主意書が提出された。

IoTやビッグデータ解析、人工知能、ロボット等の活用拡大による我が国電機産業の発展に関する質問主意書(石上俊雄君提出)(第一七四号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

辺野古新基地建設海域における大型サンゴの移植に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第一六五号)

日本国憲法で保障されている表現の自由と議長警察権との整合性に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第一六六号)

特定複合観光施設区域整備法案と日本国憲法の規定する法の下の平等に対する政府の考え方に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第一六七号)

東京五輪の開催期間中における東京圏の鉄道の混雑状況に関する質問主意書(古賀之士君提出)(第一六八号)

調査捕鯨母船日新丸に関する質問主意書(古賀之士君提出)(第一六九号)

地理的情報のデータ化に関する質問主意書(古賀之士君提出)(第一七〇号)

政府各府省のウェブサイトにおけるクッキー使用に関する再質問主意書(古賀之士君提出)(第一七一号)

EU一般データ保護規則の適用範囲に関する質問主意書(古賀之士君提出)(第一七二号)

去る十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任
石井 準一君
佐藤 啓君
山東 昭子君
補欠
藤木 眞也君
野上浩太郎君
宮島 喜文君

山下 雄平君
榎葉賀津也君
白 眞勲君
田村 智子君
進藤金日子君
磯崎 哲史君
小川 敏夫君
大門実紀史君

総務委員
辞任
磯崎 哲史君
補欠
榎葉賀津也君

法務委員
辞任
小川 敏夫君
補欠
白 眞勲君

外交防衛委員
辞任
野上浩太郎君
補欠
佐藤 啓君

財政金融委員
辞任
大門実紀史君
補欠
田村 智子君

厚生労働委員
辞任
宮島 喜文君
倉林 明子君
補欠
山東 昭子君
武田 良介君

農林水産委員
辞任
進藤金日子君
藤木 眞也君
補欠
山下 雄平君
石井 準一君

環境委員
辞任
武田 良介君
倉林 明子君
補欠
竹内 眞二君
伊藤 孝江君

同日議長は、次の衆議院提出案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第四四号)

同日議長は、次の衆議院提出案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

経済産業委員
辞任
辰巳孝太郎君
田村 智子君
補欠

環境委員
辞任
倉林 明子君
武田 良介君
補欠

同日議長は、次の衆議院提出案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

内閣委員

辞任

補欠

石井 準一君
野上浩太郎君
松川 るい君
榛葉賀津也君
辰巳孝太郎君

辞任

補欠

こやり隆史君
森本 真治君

辞任

補欠

藤本 眞也君

辞任

補欠

小川 克巳君
石井 準一君
宮島 喜文君

辞任

補欠

宮島 喜文君
藤本 眞也君

辞任

補欠

田村 智子君
辰巳孝太郎君

辞任

補欠

同日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

辞任

補欠

同日議員から次の質問主意書が提出された。
包括委任規定を設けようとする内閣提出法律案に関する質問主意書(吉川沙織君提出)(第一八〇号)

辞任

補欠

改正農薬取締法の運用に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第一八一号)
私立大学研究プランディング事業の選定と選定された大学の事業継続可能性についての評価に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第一八二号)

我が国製造業の事業環境改善に資する税制・経済連携に関する質問主意書(石上俊雄君提出)(第一八三号)

付加価値の適正循環に向けた環境整備に関する質問主意書(石上俊雄君提出)(第一八四号)

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応の着実な推進に関する質問主意書(石上俊雄君提出)(第一八五号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員糸数慶子君提出辺野古新基地建设海域における大型サンゴの移植に関する質問に対する答弁書(第一六五号)

参議院議員有田芳生君提出日本国憲法で保障されている表現の自由と議長警察権との整合性に関する質問に対する答弁書(第一六六号)

参議院議員川田龍平君提出特定複合観光施設区域整備法案と日本国憲法の規定する法の下の平等に対する政府の考え方に関する質問に対する答弁書(第一六七号)

参議院議員古賀之土君提出東京五輪の開催期間中における東京圏の鉄道の混雑状況に関する質問に対する答弁書(第一六八号)

参議院議員古賀之土君提出調査捕鯨母船日新丸に関する質問に対する答弁書(第一六九号)

参議院議員古賀之土君提出地理的情報のデータ化に関する質問に対する答弁書(第一七〇号)

参議院議員古賀之土君提出政府各府省のウェブサイトに於けるクッキー使用に関する再質問に対する答弁書(第一七一号)

参議院議員古賀之土君提出E.U.一般データ保護規則の適用範囲に関する質問に対する答弁書(第一七二号)

同日議長は、ビナリ・ユルドウルム・トルコ共和

国大国民議会議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

本日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

内閣委員長柘植芳文君解任決議案(浜口誠君外四名発議)

参議院議員古賀之土君提出調査捕鯨母船日新丸に関する質問に対する答弁書(第一六九号)

参議院議員古賀之土君提出地理的情報のデータ化に関する質問に対する答弁書(第一七〇号)

参議院議員古賀之土君提出政府各府省のウェブサイトに於けるクッキー使用に関する再質問に対する答弁書(第一七一号)

参議院議員古賀之土君提出E.U.一般データ保護規則の適用範囲に関する質問に対する答弁書(第一七二号)

同日議長は、ビナリ・ユルドウルム・トルコ共和

国大国民議会議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

参議院議員古賀之土君提出調査捕鯨母船日新丸に関する質問に対する答弁書(第一六九号)

参議院議員古賀之土君提出地理的情報のデータ化に関する質問に対する答弁書(第一七〇号)

参議院議員古賀之土君提出政府各府省のウェブサイトに於けるクッキー使用に関する再質問に対する答弁書(第一七一号)

参議院議員古賀之土君提出E.U.一般データ保護規則の適用範囲に関する質問に対する答弁書(第一七二号)

同日議長は、ビナリ・ユルドウルム・トルコ共和

国大国民議会議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

参議院議員古賀之土君提出調査捕鯨母船日新丸に関する質問に対する答弁書(第一六九号)

参議院議員古賀之土君提出地理的情報のデータ化に関する質問に対する答弁書(第一七〇号)

参議院議員古賀之土君提出政府各府省のウェブサイトに於けるクッキー使用に関する再質問に対する答弁書(第一七一号)

参議院議員古賀之土君提出E.U.一般データ保護規則の適用範囲に関する質問に対する答弁書(第一七二号)

同日議長は、ビナリ・ユルドウルム・トルコ共和

国大国民議会議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

参議院議員古賀之土君提出調査捕鯨母船日新丸に関する質問に対する答弁書(第一六九号)

参議院議員古賀之土君提出地理的情報のデータ化に関する質問に対する答弁書(第一七〇号)

参議院議員古賀之土君提出政府各府省のウェブサイトに於けるクッキー使用に関する再質問に対する答弁書(第一七一号)

参議院議員古賀之土君提出E.U.一般データ保護規則の適用範囲に関する質問に対する答弁書(第一七二号)

同日議長は、ビナリ・ユルドウルム・トルコ共和

国大国民議会議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

参議院議員古賀之土君提出調査捕鯨母船日新丸に関する質問に対する答弁書(第一六九号)

参議院議員古賀之土君提出地理的情報のデータ化に関する質問に対する答弁書(第一七〇号)

参議院議員古賀之土君提出政府各府省のウェブサイトに於けるクッキー使用に関する再質問に対する答弁書(第一七一号)

参議院議員古賀之土君提出E.U.一般データ保護規則の適用範囲に関する質問に対する答弁書(第一七二号)

同日議長は、ビナリ・ユルドウルム・トルコ共和

国大国民議会議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

参議院議員古賀之土君提出調査捕鯨母船日新丸に関する質問に対する答弁書(第一六九号)

参議院議員古賀之土君提出地理的情報のデータ化に関する質問に対する答弁書(第一七〇号)

参議院議員古賀之土君提出政府各府省のウェブサイトに於けるクッキー使用に関する再質問に対する答弁書(第一七一号)

参議院議員古賀之土君提出E.U.一般データ保護規則の適用範囲に関する質問に対する答弁書(第一七二号)

同日議長は、ビナリ・ユルドウルム・トルコ共和

国大国民議会議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

参議院議員古賀之土君提出調査捕鯨母船日新丸に関する質問に対する答弁書(第一六九号)

参議院議員古賀之土君提出地理的情報のデータ化に関する質問に対する答弁書(第一七〇号)

参議院議員古賀之土君提出政府各府省のウェブサイトに於けるクッキー使用に関する再質問に対する答弁書(第一七一号)

参議院議員古賀之土君提出E.U.一般データ保護規則の適用範囲に関する質問に対する答弁書(第一七二号)

積しており、不安や疑問は一向に解消されていない。費用対効果についても不明である。国民の理解が十分に得られないまま、数の力で性急に法案成立を図ることは、将来に禍根を残すことになる。

そもそも、現下において最優先で取り組まなければならないのは、西日本を中心として甚大な被害が発生している「平成三十年七月豪雨」への対応のほうである。国民の生命・財産を守ること以上に、カジノ解禁を最優先に進めようとする政府・与党の姿勢は絶対に看過できない。特に石井啓一君は、国土交通大臣として、インフラが寸断され、今なお生命の危機に瀕している被災者の救済の陣頭指揮を執るとともに、最優先で被災地の復興・復興に取り組みなければならないはずである。しかし、これらを後回しにしてIR整備法案の審議促進を優先する石井大臣の姿勢には、驚き呆れるばかりである。

さらに、石井大臣は、昨年来問題になっている森友学園疑惑に関して、国土交通大臣としての説明責任を果たさず、この問題を説明しようとする姿勢が見えない。国土交通省は決裁文書の改ざん依頼に関する調査結果で、改ざんの依頼を受けた職員はいなかったと結論づけた。しかし、後に航空局長と財務省の理財局長の意見交換概要という文書が明らかになったが、逃げまわり答弁、時間稼ぎの答弁を繰り返した。このような姿勢では、疑惑解明に後ろ向きとの誇りは免れない。

国民の生命を守るための災害対応よりもカジノ解禁に関する議論を優先させ、その一方で安倍総理を守るために国民が求める疑惑解明に関する説明責任を放棄する石井大臣に、国務大臣としての資格はない。

よって、国務大臣石井啓一君問責決議案を提出する。

審査報告書

健康増進法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年七月十二日

厚生労働委員長 島村 大
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認め

る。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法律案のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、既存特定飲食提供施設に係る特例措置については、法施行後できる限り速やかに、当該施設における受動喫煙防止措置の実施状況に関する実態調査等を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

二、飲食提供施設に係る既存又は新規の区別については、現場の混乱を招くことのないよう、国が指針で判断基準を明確に示すべく、速やかに検討すること。

三、指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する調査研究を一層推進し、可能な限り早期に結論を得て、その結果に基づき、必要な措置を速やかに講ずること。

四、第一種施設のうち学校等子どもが主に利用す

る施設については、特定屋外喫煙場所の状況等の実態調査を行い、その結果に基づき、子ども等の受動喫煙が生じることのないよう、敷地内完全禁煙の実施の可能性について早期に検討すること。

五、第二種施設等における喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室の技術的基準については、本法の施行日までに喫煙専用室等を設置する事業者の負担に鑑み、早期に示すこと。その際、喫煙専用室等から流出した煙による受動喫煙が生じないよう、環境工学等の専門家を含めた適切な委員構成の検討会の下で最新の科学的知見に基づいた基準を定めること。また、受動喫煙防止対策に積極的に取り組む中小事業者に対し、費用の助成や税制上の措置等の適切な支援策を講ずること。

六、喫煙可能店から禁煙店への変更を行うに当たっては、当該施設内が受動喫煙の生じない環境にあることを確認することができるよう、受動喫煙が生じない状態に至る状況を条件ごとに調査研究すること。

七、喫煙可能な場所等に掲示する標識については、望まない受動喫煙を防止する観点から、外国人を含む全ての人のため分かりやすい標識とすること。また、標識の内容、大きさ、掲示場所等について早期に示すこと。

八、保健所の業務量の増大が見込まれることを踏まえ、保健所の体制の更なる充実・強化に努めること。また、運用における手続の簡素化を図るとともに、管理権原者による適切な退出命令の発出など受動喫煙防止対策の実効性を確保すること。

九、第二次健康日本21で示された成人の喫煙率の目標の確実な達成に向け、喫煙をやめたい人への禁煙支援等のたばこ対策の一層の推進を図るとともに、家庭における受動喫煙の機会を減少させるための取組や、妊産婦や未成年者の喫煙をなくすための取組を進めること。

十、従業員が望まない受動喫煙に遭わないようにするため、労使でしつかり話し合い、必要な措置が講ぜられるよう取り組むとともに、管理権原者等が二十歳未満の者を喫煙可能な場所・空間に立ち入らせることのないよう、実効性ある措置を講ずること。

十一、FCTC枠組み条約が求めている「喫煙室のない屋内完全禁煙」実現に向け、課題の整理や周知・啓発に取り組むこと。

十二、個別の受動喫煙防止対策を実施する地方自治体と本法における喫煙・禁煙の区域等の違いで混乱が生じないよう、分かりやすい表示の徹底や、制度の広報・周知に取り組むとともに、地方自治体との情報共有・連携に努めること。

十三、受動喫煙防止対策により、結果として喫煙率の低下及びたばこ消費量の減少が考えられることから、たばこ関連産業で働く労働者の雇用等を注視し、その状況を見極め必要な対策を講ずること。

十四、本法施行後五年を経過した場合の検討規定を踏まえ、本法の施行状況や受動喫煙防止対策の実施状況について取りまとめを行い、適切に公表すること。

右決議すること。

健康増進法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三十年六月十九日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

健康増進法の一部を改正する法律案

健康増進法の一部を改正する法律

第一条 健康増進法(平成十四年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

「第五章 特定給食施設等
目次中 第一節 特定給食施設における栄養管理(第二十条―第二十四条)を「第五章 受

定給食施設(第二十条―第二十四条)を「第五章 受動喫煙防止(第二十五条―第二十五条の六)」に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に、「第八章」を「第九章」に改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 特定給食施設
第五章第一節の節名を削る。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章を第七章とする。

第二十五条に見出しとして「(多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止)」を付し、同条中「受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)」を「望まない受動喫煙」に改め、第五章第二節中同条を第二十五条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

(受動喫煙に関する調査研究)
第二十五条の六 国は、受動喫煙に関する調査研究その他の受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めなければならない。

第五章第二節の節名を削る。

第二十四条の次に次の章名及び四条を加える。

第六章 受動喫煙防止
(国及び地方公共団体の責務)

第二十五条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第二十五条の二 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設(敷地を含む。次条第二項及び第二十五条の五において同じ。)を管理する者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(喫煙をする際の配慮義務等)

第二十五条の三 何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。

2 多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙をすることができるところを定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

(定義)

第二十五条の四 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 たばこ たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二条第三号に掲げる製造たばこであつて、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- 二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。次号において同じ。)を生じさせることをいう。
- 三 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

第二条 健康増進法の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 受動喫煙防止(第二十五条―

第二十五条の六)を「第六章 受動喫煙防止(第二十五条の六)を第一節 総則(第二十五条の六) 第二節 受動喫煙を防止するための措置(第二十五条の五―第二十五条の十三)」に、「第四十条」を「第四十二条」に改める。

第二十五条の五(第二十五条の五―第二十五条の五)を「以下この章に、」を管理する者を「の管理権原者(施設の管理について権原を有する者をいう。以下この章において同じ。)」に改める。

第二十五条の前に次の節名を付する。

第一節 総則

第二十五条の二中「次条第二項及び第二十五条の五」を「以下この章に、」を管理する者を「の管理権原者(施設の管理について権原を有する者をいう。以下この章において同じ。)」に改める。

第二十五条の三第一項中「何人も、」の下に「特定施設の第二十五条の五第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において」を加え、同条第二項中「を管理する者」を「の管理権原者」に改める。

第二十五条の四に次の三号を加える。

- 四 特定施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。
 - イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの
 - ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。)

五 特定屋外喫煙場所 特定施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該特定施設の管理権原者によつて区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることが

できる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

六 喫煙関連研究場所 たばこに関する研究開発(喫煙を伴うものに限る。)の用に供する場所をいう。

第六章中第二十五条の六を第二十五条の十二とし、同条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第二十五条の十三 この章の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第二十五条の五を削り、第二十五条の四の次に次の節名及び七条を加える。

第二節 受動喫煙を防止するための措置

(特定施設における喫煙の禁止等)
第二十五条の五 何人も、正当な理由がなく、特定施設においては、特定屋外喫煙場所及び喫煙関連研究場所以外の場所(以下この節において「喫煙禁止場所」という。)で喫煙をしてはならない。

2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

(特定施設の管理権原者等の責務)

第二十五条の六 特定施設の管理権原者等(管理権原者及び施設の管理者をいう。以下この節において同じ。)は、当該特定施設の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

2 特定施設の管理権原者等は、当該特定施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努

めなければならない。

3 前項に定めるもののほか、特定施設の管理権原者等は、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

(特定施設の管理権原者等に対する指導及び助言)

第二十五条の七 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

(特定施設の管理権原者等に対する勧告、命令等)

第二十五条の八 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等が第二十五条の六第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができるときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第二十五条の九 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防

止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。(多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止)

第二十五条の十 多数の者が利用する施設(特定施設を除く。)の管理権原者等は、当該施設を利用する者について、望まない受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(適用除外)
第二十五条の十一 次に掲げる場所については、この節の規定(第二十五条の六第三項、前条及びこの条の規定を除く。以下この条において同じ。)は、適用しない。

一 一人の居住の用に供する場所
二 その他前号に掲げる場所に準ずる場所として政令で定めるもの

2 特定施設の場所に前項各号に掲げる場所に該当する場所がある場合においては、当該特定施設の場所(当該同項各号に掲げる場所に該当する場所に限る。)については、この節の規定は、適用しない。

3 特定施設の場所において現に運行している自動車の内部の場所については、この節の規定は、適用しない。

第二十六条の十 第一項中「第四十条」を「第四十二条第二号」に改める。

第四十条を次のように改める。

第四十条 第二十五条の八第三項の規定に基づく命令に違反した者は、五十万円以下の過料

に処する。

本則に次の二条を加える。

第四十一条 第二十五条の五第二項の規定に基づく命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二十五条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第二十六条の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

第三条 健康増進法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の四」を「第二十八条」に、「第二十五条の五」第二十五条の十三を「第二十九条」第四十二条に、「第二十六条」第三十三條を「第四十三条」第六十七條に、「第三十四条」第三十五條を「第六十八條・第六十九条」に、「第三十六条」第四十二条を「第七十条」第七十八條に改める。

第四十二条第二号中「第二十六条の十第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号中「第二十五条の九第一項」を「第三十八條第一項」に改め、同条を同条第二号とし、同条の次に次の一号を加える。

一 第三十五条第六項の規定による帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第四十二条を第七十八條とする。

かに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第二十九条第二項の規定に基づく命令に違反した者

二 第三十三条第七項又は第三十五条第十項の規定に違反した者

第四十一条を第七十七條とする。

第四十条中「第二十五条の八第三項の規定に基づく命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第三十二条第三項、第三十四条第三項又は第三十六条第四項の規定に基づく命令に違反した者

二 第三十三条第三項、第三十五条第三項又は第三十七条の規定に違反した者

第四十条を第七十六條とする。

第三十九条中「第三十七條」を「第七十二条」に改め、同条を第七十五條とする。

第三十八條第二号中「第二十七條第一項(第二十九條第二項)を「第六十一條第一項(第六十三條第二項)に改め、同条を第七十四條とする。

第三十七條の二第一号中「第二十六條の九」を「第五十一条」に改め、同条第二号中「第二十六條の十四」を「第五十六條」に、「記載をせず」を「備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは」に改め、同条第三号中「第二十六條の十六」を「第五十八條」に改め、同条第四号中「第二十六條の十七第一項」を「第五十九條第一項」に改め、同条を第七十三條とする。

第三十七條第二号中「第二十六條第一項」を「第四十三條第一項」に改め、同条第三号中「第二十六條の十五第二項」を「第五十七條第二項」に改め、同条を第七十二条とする。

第三十六條の二中「第三十二条第二項」を「第六十六條第二項」に改め、同条を第七十一条とする。

第三十六條第三項中「第二十六條の十一第一

項」を「第五十三條第一項」に改め、同条第四項中「第二十六條の十三」を「第五十五條」に改め、同条を第七十条とし、第八章中第三十五条を第六十九條とする。

第三十四条中「第二十六條第二項」を「第四十三條第二項」に、「第二十七條第一項(第二十九條第二項)を「第六十一條第一項(第六十三條第二項)に改め、同条を第六十八條とする。

第三十三条中「第二十七條第一項(第二十九條第二項)を「第六十一條第一項(第六十三條第二項)に改め、第七章中同条を第六十七條とする。

第三十二条第三項中「第二十七條」を「第六十一条」に、「第二十九條第一項」を「第六十三條第一項」に改め、同条を第六十六條とし、第三十一条を第六十五條とする。

第三十条中「第二十六條第一項」を「第四十三條第一項」に、「第三十七條第二号」を「第七十二条第二号」に改め、同条を第六十四條とする。

第二十九條第二項中「第二十六條第二項」を「第四十三條第二項」に、「第二十七條の二」を「第六十一条の二」に改め、「前条第一号中「第二十六條第六項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六條第六項」とを削り、同条を第六十三條とする。

第二十八條中「第二十六條第一項」を「第四十三條第一項」に改め、同条第一号中「第二十六條第六項」を「第四十三條第六項」に改め、同条を第六十二条とし、第二十七條を第六十一条とする。

第二十六條の十八第一号中「第二十六條第三項」を「第四十三條第三項」に改め、同条第二号中「第二十六條の五第一項」を「第四十七條第一項」に改め、同条第三号中「第二十六條の七」を「第四十九條」に改め、同条第四号中「第二十六條の九」を「第五十一条」に改め、同条第五号中「第二十六條の十三」を「第五十五條」に改め、同

条を第六十条とし、第二十六条の十七を第五十九条とし、第二十六条の十六を第五十八条とし、第二十六条の十五を第五十七条とし、第二十六条の十四を第五十六条とする。

第二十六条の十三第一号中「第二十六条の三第一号」を「第四十五条第一号」に改め、同条第二号中「第二十六条の六、第二十六条の七、第二十六条の九、第二十六条の十第一項」を「第四十八条、第四十九条、第五十一条、第五十二条第一項」に改め、同条第三号中「第二十六条の十第二項各号」を「第五十二条第二項各号」に改め、同条第四号中「第二十六条の八第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第五号中「第二十六条の八第三項」を「第五十条第三項」に改め、同条第六号中「第二十六条第三項」を「第四十三条第三項」に、「第二十六条の五第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条を第五十五条とする。

第二十六条の十二中「第二十六条の四第一項各号」を「第四十六条第一項各号」に改め、同条を第五十四条とし、第二十六条の十一を第五十三条とする。

第二十六条の十第一項中「第四十二条第二号」を「第七十八条第三号」に改め、同条を第五十二条とし、第二十六条の九を第五十一条とし、第二十六条の八を第五十条とし、第二十六条の七を第四十九条とし、第二十六条の六を第四十八条とし、第二十六条の五を第四十七条とする。

第二十六条の四第一項中「第二十六条の二」を「第四十四条」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三号中「第二十六条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第六十三条第一項」に、「第二十六条の十第二項」を「第五十二条第二項」に改め、同条を第四十六条とする。

第二十六条の三中「第二十六条第三項」を「第四十三条第三項」に改め、同条第二号及び第三号中「第二十六条の十三」を「第五十五条」に改

め、同条を第四十五条とし、第二十六条の二を第四十四条とし、第二十六条を第四十三条とし、第六章第二節中第二十五条の十三を第四十二条とし、第二十五条の十二を第四十一条とする。

第二十五条の十一第一項中「第二十五条の六第三項、前条」を「第三十条第四項」に改め、同項第一号中「場所の下に（次号に掲げる場所を除く。）」を加え、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同条を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業の施設の客室の場所（同条第三項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第四項に規定する下宿営業の施設の客室（個室を除く。）の場所を除く。）

第二十五条の十一第二項中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条第三項中「特定施設」を「特定施設等」に、「現に運行している自動車」を「一般自動車等（旅客運送事業自動車等以外の自動車、航空機、鉄道車両又は船舶をいう。）が現に運行している場合における当該一般自動車等」に改め、同条を第四十条とする。

第二十五条の十を削る。

第二十五条の九第一項中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条を第三十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（適用関係）

第三十九条 第一種施設の場所に第一種施設以外の特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、第一種施設の場所としてこの章の規定を適用する。

2 旅客運送事業鉄道等車両の場所又は旅客運送事業船舶の場所において現に運行している旅客運送事業自動車の内部の場所については、旅客運送事業自動車に関するこの章の規定を適用する。

3 旅客運送事業自動車の場所又は旅客運送事業航空機の場所に特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、旅客運送事業自動車の場所又は旅客運送事業航空機の場所としてこの章の規定を適用する。

4 旅客運送事業鉄道等車両の場所又は旅客運送事業船舶の場所に特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、特定施設の場所としてこの章の規定を適用する。

5 特定施設の場所において現に運行している旅客運送事業自動車等の内部の場所については、旅客運送事業自動車等に関するこの章の規定を適用する。

第二十五条の八の見出し中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条第一項中「特定施設」を「特定施設等」に、「第二十五条の六第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条を第三十二条とし、同条の次に次の五条を加える。

（喫煙専用室）

第三十三条 第二種施設等（第二種施設並びに旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下この条及び第三十七条第一項第一号において同じ。）の管理権原者は、当該第一号において同じ。）の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。）の場所を専ら喫煙をすることができるところとして定めることができる。

2 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により当該第二種施設等の基準適合室の場所

を専ら喫煙をすることができるところとして定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙専用室標識」という。）を掲示しなければならない。

一 当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨

二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨

三 その他厚生労働省令で定める事項

3 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により喫煙専用室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙専用室設置施設等標識」という。）を掲示しなければならない。ただし、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙専用室設置施設等標識が掲示されている場合は、この限りでない。

一 喫煙専用室（前項の規定により喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）が設置されている旨

二 その他厚生労働省令で定める事項

4 喫煙専用室が設置されている第二種施設等（以下この節において「喫煙専用室設置施設等」という。）の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造及び設備を第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

5 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、二十歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室に立ち入らせてはならない。

6 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、喫

煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができ
る場所としないこととしようとするときは、
当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用
室標識を除去しなければならない。

7 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、当
該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室
の場所を専ら喫煙をすることができるところと
しないこととしたときは、直ちに、当該喫煙
専用室設置施設等において掲示された喫煙専
用室設置施設等標識を除去しなければならない
い。

(喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対す
る勧告、命令等)

第三十四条 都道府県知事は、喫煙専用室設置
施設等の喫煙専用室の構造又は設備が前条第
一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適
合しなくなつたと認めるときは、当該喫煙専
用室設置施設等の管理権原者に対し、当該喫
煙専用室において掲示された喫煙専用室標識
及び当該喫煙専用室設置施設等において掲示
された喫煙専用室設置施設等標識(喫煙専用
室設置施設等に複数の喫煙専用室が設置され
ている場合にあっては、当該喫煙専用室設置
施設等の全ての喫煙専用室の構造又は設備が
同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適
合しなくなつたと認めるときに限る。)を直ち
に除去し、又は当該喫煙専用室の構造及び設
備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準
に適合するまでの間、当該喫煙専用室の供用
を停止することを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を
受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者
が、その勧告に従わなかつたときは、その旨
を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告
を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者
が、その勧告に係る措置をとらなかつたとき

は、当該管理権原者に対し、その勧告に係る
措置をとるべきことを命ずることができる。
(喫煙目的室)

第三十五条 喫煙目的施設の管理権原者は、当
該喫煙目的施設の屋内の場所の全部又は一部
の場所であつて、構造及び設備がその室外の
場所(特定施設等の屋内又は内部の場所に限
る。)へのたばこの煙の流出を防止するための
基準として厚生労働省令で定める技術的基準
に適合した室(次項及び第三項第一号におい
て「基準適合室」という。)の場所を喫煙をする
ことができる場所として定めることができる。

2 喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定
により当該喫煙目的施設の基準適合室の場所
を喫煙をすることができるところとして定めよ
うとするときは、厚生労働省令で定めるとこ
ろにより、当該場所の出入口の見やすい箇所
に、次に掲げる事項を記載した標識(以下こ
の節において「喫煙目的室標識」という。)を掲
示しなければならない。

一 当該場所が喫煙を目的とする場所である
旨

二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが
禁止されている旨

三 その他厚生労働省令で定める事項

3 喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定
により喫煙目的室標識を掲示したときは、厚
生労働省令で定めるところにより、直ちに、
当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい
箇所に、次に掲げる事項を記載した標識(以
下この節において「喫煙目的室設置施設標識」と
いう。)を掲示しなければならない。ただし、
当該喫煙目的施設の主たる出入口の見や
すい箇所に、既に喫煙目的室設置施設標識が
掲示されている場合は、この限りでない。

一 喫煙目的室(前項の規定により喫煙目的

室標識が掲示されている基準適合室をい
う。以下この条及び次条において同じ。)が
設置されている旨

二 その他厚生労働省令で定める事項

4 喫煙目的室が設置されている喫煙目的施設
(以下この節において「喫煙目的室設置施設」と
いう。)の管理権原者は、当該喫煙目的室設
置施設が第二十八条第七号の政令で定める要
件を満たすように維持しなければならない。

5 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、当該
喫煙目的室設置施設の喫煙目的室の構造及び
設備を第一項の厚生労働省令で定める技術的
基準に適合するように維持しなければならない
い。

6 喫煙目的室設置施設(喫煙目的室において
客に飲食をさせる営業が行われる施設その他
の政令で定める施設に限る。以下この項及び
第八項において同じ。)の管理権原者は、帳簿
を備え、当該喫煙目的室設置施設の第二十八
条第七号の政令で定める要件に関し厚生労働
省令で定める事項を記載し、これを保存しな
ければならない。

7 喫煙目的室設置施設の管理権原者等は、二
十歳未満の者を当該喫煙目的室設置施設の喫
煙目的室に立ち入らせてはならない。

8 喫煙目的室設置施設の管理権原者等は、当
該喫煙目的室設置施設の営業について広告又
は宣伝をするときは、厚生労働省令で定める
ところにより、当該喫煙目的室設置施設が喫
煙目的室設置施設である旨を明らかにしなけ
ればならない。

9 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、喫煙
目的室の場所を喫煙をすることができるところ
としないこととしようとするときは、当該喫
煙目的室において掲示された喫煙目的室標識
を除去しなければならない。

10 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、当該

喫煙目的室設置施設の全ての喫煙目的室の場
所を喫煙をすることができるところとしないこ
ととしたときは、直ちに、当該喫煙目的室設
置施設において掲示された喫煙目的室設置施
設標識を除去しなければならない。
(喫煙目的室設置施設の管理権原者に対する
勧告、命令等)

第三十六条 都道府県知事は、喫煙目的室設置
施設が第二十八条第七号の政令で定める要件
を満たしていないと認めるときは、当該喫煙
目的室設置施設の管理権原者に対し、当該喫
煙目的室設置施設の喫煙目的室において掲示
された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設
置施設において掲示された喫煙目的室設置施
設標識を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室
設置施設が同号の政令で定める要件を満たす
までの間、当該喫煙目的室設置施設の供用を
停止することを勧告することができる。

2 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設の喫
煙目的室の構造又は設備が前条第一項の厚生
労働省令で定める技術的基準に適合しなく
なつたと認めるときは、当該喫煙目的室設置
施設の管理権原者に対し、当該喫煙目的室に
おいて掲示された喫煙目的室標識及び当該喫
煙目的室設置施設において掲示された喫煙目
的室設置施設標識(喫煙目的室設置施設に複
数の喫煙目的室が設置されている場合にあつ
ては、当該喫煙目的室設置施設の全ての喫煙
目的室の構造又は設備が同項の厚生労働省令
で定める技術的基準に適合しなくなつたと認
めるときに限る。)を直ちに除去し、又は当該
喫煙目的室の構造及び設備が同項の厚生労働
省令で定める技術的基準に適合するまでの
間、当該喫煙目的室の供用を停止することを
勧告することができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告
を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者

が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(標識の使用制限)

第三十七条 何人も、次に掲げる場合を除き、特定施設等において喫煙専用室標識、喫煙専用室設置施設等標識、喫煙目的室標識若しくは喫煙目的室設置施設標識(以下この条において「喫煙専用室標識等」と総称する。)又は喫煙専用室標識等に類似する標識を掲示してはならない。

一 第二種施設等の管理権原者が第三十三条第二項の規定により喫煙専用室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を掲示する場合

二 喫煙目的施設の管理権原者が第三十五条第二項の規定により喫煙目的室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙目的室設置施設標識を掲示する場合

2 何人も、次に掲げる場合を除き、喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならない。

一 喫煙専用室設置施設等の管理権原者が第三十三条第六項の規定により喫煙専用室標識を除去する場合、同条第七項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合又は第三十四条第一項の規定による勧告若しくは同条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合

二 喫煙目的室設置施設の管理権原者が第三十五条第九項の規定により喫煙目的室標識

を除去する場合、同条第十項の規定により喫煙目的室設置施設標識を除去する場合又は前条第一項若しくは第二項の規定による勧告若しくは同条第四項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識を除去する場合

第二十五条の七(見出しを含む。)中「特定施設等」を「特定施設等」に改め、同条第三十一条とする。

第二十五条の六の見出し中「特定施設等」を「特定施設等」に改め、同条第一項中「特定施設等」を「特定施設等」に改め、及び施設の下に又は旅客運送事業自動車等を加え、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「特定施設等」を「特定施設等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 旅客運送事業自動車等の管理権原者等は、当該旅客運送事業自動車等の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止を求めるよう努めなければならない。

第二十五条の六を第三十条とする。

第二十五条の五の見出し中「特定施設等」を「特定施設等」に改め、同条第一項を次のように改める。

何人も、正当な理由がなくて、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所(以下この節において「喫煙禁止場所」という。)で喫煙をしてはならない。

一 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所

イ 特定屋外喫煙場所

ロ 喫煙関連研究場所

二 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内

イ 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室の場所

ロ 喫煙関連研究場所

三 喫煙目的施設 第三十五条第三項第一号に規定する喫煙目的室以外の屋内の場所

四 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所

五 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室以外の内部の場所

第二十五条の五第二項中「又は」の下に「同項第一号から第三号までに掲げる」を加え、同条第二十九条とする。

第二十五条の四第二号中「次号」の下に「及び次節」を加え、同条第四号中「多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるもの」を「第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設」に改め、同号イ及びロを削り、同条第六号を同条第十四号とし、同条第五号中「特定施設等」を「第一種施設」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第四号の次に次の八号を加える。

五 第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。
イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。)

六 第二種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいう。

七 喫煙目的施設 多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいう。

八 旅客運送事業自動車等 旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業

鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。

九 旅客運送事業自動車 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)による旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うための事業の用に供する自動車をいう。

十 旅客運送事業航空機 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による本邦航空運送事業者(旅客の運送を行うものに限る。)が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機をいう。

十一 旅客運送事業鉄道等車両 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者(旅客の運送を行うものに限る。)及び索道事業者(旅客の運送を行うものに限る。)並びに軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道経営者(旅客の運送を行うものに限る。)が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両又は搬器をいう。

十二 旅客運送事業船舶 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)による船舶運航事業者(旅客の運送を行うものに限る。)が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶に限る。)をいう。

第六章第一節中第二十五条の四を第二十八条とする。

第二十五条の三第一項中「の第二十五条の五第一項」を「及び旅客運送事業自動車等(以下この章において「特定施設等」という。)の第二十九条第一項」に改め、同条第二項中「多数の者が利用する施設」を「特定施設等」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十五条の二中「の管理権原者(施設等)」及び旅客運送事業自動車等の管理権原者(施設又は旅客運送事業自動車等)に改め、同条を第二十六条とする。

平成三十年七月十八日 参議院会議録第二十五号

平成三十年七月十八日 参議院會議録第三十五号

健康増進法の一部を改正する法律案

二四

別表中「第二十六条の四関係」を「第四十六条関係」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則第七條の規定
公布の日

二 第一条及び附則第十一条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条並びに附則第五条第一項及び第六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（既存特定飲食提供施設に関する特例）
 第二条 既存特定飲食提供施設について

律の施行の日から受動喫煙（第三条の規定による改正後の健康増進法（以下「新法」という。）第二十八条第三号に規定する受動喫煙をいう。附則第五条第一項を除き、以下同じ。）の防止に関する国民の意識及び既存特定飲食提供施設における受動喫煙を防止するための取組の状況を勘案し別に法律で定める日までの間における新法第二十九条第一項第二号、第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条第二項第二号イ及び第三十三条の見出し	喫煙専用室	喫煙可能室
第三十三条第二項	一部	全部又は一部
第三十三条第二項	専ら喫煙	喫煙
第三十三条第二項	を専ら喫煙	を喫煙
第三十三条第二項第一号	この節	この条及び次条第一項
第三十三条第二項第一号	喫煙専用室標識	喫煙可能室標識
第三十三条第二項第一号	専ら喫煙	喫煙
第三十三条第三項	喫煙専用室標識を	喫煙可能室標識を
第三十三条第三項	この節	この条及び次条第一項
第三十三条第三項第一号	喫煙専用室設置施設等標識	喫煙可能室設置施設標識
第三十三条第三項第一号	喫煙専用室（	喫煙可能室（
第三十三条第三項第一号	喫煙専用室標識	喫煙可能室標識
第三十三条第四項	喫煙専用室が	喫煙可能室が
第三十三条第四項	この節	この条及び次条

		喫煙専用室設置施設等	喫煙可能室設置施設
		喫煙専用室の	喫煙可能室の
第三十三条第五項	喫煙専用室設置施設等	喫煙可能室設置施設	
	喫煙専用室に	喫煙可能室に	
第三十三条第六項	喫煙専用室設置施設等	喫煙可能室設置施設	
	喫煙専用室の	喫煙可能室の	
	専ら喫煙	喫煙	
	喫煙専用室に	喫煙可能室に	
	喫煙専用室標識	喫煙可能室標識	
第三十三条第七項	喫煙専用室設置施設等の	喫煙可能室設置施設の	
	喫煙専用室の	喫煙可能室の	
	専ら喫煙	喫煙	
	喫煙専用室設置施設等に	喫煙可能室設置施設に	
	喫煙専用室設置施設等標識	喫煙可能室設置施設標識	
第三十四条の見出し	喫煙専用室設置施設等	喫煙可能室設置施設	
第三十四条第一項	喫煙専用室の	喫煙可能室の	
	喫煙専用室に	喫煙可能室に	
	喫煙専用室標識	喫煙可能室標識	
	喫煙専用室設置施設等に	喫煙可能室設置施設に	
	喫煙専用室設置施設等標識	喫煙可能室設置施設標識	
	喫煙専用室が	喫煙可能室が	
第三十四条第二項及び 第三項	喫煙専用室設置施設等	喫煙可能室設置施設	

2 前項の「既存特定飲食提供施設」とは、この法律の施行の際現に存する第二種施設（新法第二十八条第六号に規定する第二種施設をいう。）のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（次の各号に

掲げるいずれかの会社により営まれるもの又は当該施設の客席の部分の床面積が百平方メートルを超えるものを除く。をいう。

一 大規模会社（資本金の額又は出資の総額が

6

第三十三条第七項	喫煙専用室に	指定たばこ専用喫煙室に
	喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室標識
	喫煙専用室設置施設等の	指定たばこ専用喫煙室設置施設等の
	喫煙専用室の	指定たばこ専用喫煙室の
	専ら喫煙	喫煙
	喫煙専用室設置施設等に	指定たばこ専用喫煙室設置施設等に
	喫煙専用室設置施設等標識	指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識
	喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等
第三十四条の見出し	喫煙専用室設置施設等の	指定たばこ専用喫煙室設置施設等の
	喫煙専用室の	指定たばこ専用喫煙室の
第三十四条第一項	喫煙専用室に	指定たばこ専用喫煙室に
	喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室標識
	喫煙専用室設置施設等に	指定たばこ専用喫煙室設置施設等に
	喫煙専用室設置施設等標識	指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識
第三十四条第二項及び第三項	喫煙専用室が	指定たばこ専用喫煙室が
	喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等

2 指定たばこ専用喫煙室設置施設等(前項の規定により読み替えられた新法第三十三条第四項に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設等をいう。以下この条及び次条第二項第四号において同じ。)の管理権原者等は、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等が指定たばこ専用喫煙室設置施設等である旨を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等に対し、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状況その他必要な事項に

関し報告をさせ、又はその職員に、指定たばこ専用喫煙室設置施設等に立ち入り、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立ち入る検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第三項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚

偽の答弁をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(標識の使用制限に関する経過措置)

第四条 何人も、新法第三十七条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除き、新法第二十七條第一項に規定する特定施設等(次条第二項において「特定施設等」という。)において新法第三十三條第二項に規定する喫煙専用室標識(以下この条において「喫煙専用室標識」という。)、新法第三十三條第三項に規定する喫煙専用室設置施設等標識(以下この条において「喫煙専用室設置施設等標識」という。)、新法第三十五條第二項に規定する喫煙目的室標識(以下この条において「喫煙目的室標識」という。)、新法第三十五條第三項に規定する喫煙目的室設置施設標識(以下この条において「喫煙目的室設置施設標識」という。)、附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第二項に規定する喫煙可能室標識(以下この条において「喫煙可能室標識」という。)、附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第三項に規定する喫煙可能室設置施設標識(以下この条において「喫煙可能室設置施設標識」という。)、前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第二項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識(以下この条において「指定たばこ専用喫煙室標識」という。))若しくは前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第三項に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識(以下この条において「指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」という。))若しくは前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第三項に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設等(以下この条において「指定たばこ専用喫煙室設置施設等」と総称する。))又は喫煙専用室標識等に類似する標識を掲示してはならない。

用室設置施設等標識を掲示する場合

二 新法第二十八條第七号に規定する喫煙目的施設の管理権原者が新法第三十五條第二項の規定により喫煙目的室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙目的室設置施設標識を掲示する場合

三 附則第二条第二項に規定する既存特定飲食提供施設の管理権原者が同条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第二項の規定により喫煙可能室標識を掲示する場合又は附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第三項の規定により喫煙可能室設置施設標識を掲示する場合

四 第二種施設等の管理権原者が前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第二項の規定により指定たばこ専用喫煙室標識を掲示する場合又は前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第三項の規定により指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識を掲示する場合

2 何人も、新法第三十七條第二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除き、喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならない。

一 新法第三十三條第四項に規定する喫煙専用室設置施設等の管理権原者が同条第六項の規定により喫煙専用室標識を除去する場合、同条第七項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合又は新法第三十四條第一項の規定による勧告若しくは同条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合

二 新法第三十五條第四項に規定する喫煙目的室設置施設の管理権原者が同条第九項の規定により喫煙目的室標識を除去する場合、同条第十項の規定により喫煙目的室設置施設標識

を除去する場合又は新法第三十六条第一項若しくは第二項の規定による勧告若しくは同条第四項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識を除去する場合

三 喫煙可能室設置施設等の管理権原者が附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第六項の規定により喫煙可能室標識を除去する場合、附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第七項の規定により喫煙可能室設置施設標識を除去する場合又は附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十四条第一項の規定により勧告若しくは附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十四条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙可能室標識及び喫煙可能室設置施設標識を除去する場合

四 指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者が前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第六項の規定により指定たばこ専用喫煙室標識を除去する場合、前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第七項の規定により指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識を除去する場合又は前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十四条第一項の規定による勧告若しくは前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十四条第三項の規定に基づく命令に係る措置として指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識を除去する場合、前二項の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

三 (特定施設等において現に業務に従事する者を使用する者の責務)

第五条 第二条の規定による改正後の健康増進法第二十五条の四第四号に規定する特定施設にお

いて附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙(第二条の規定による改正後の健康増進法第二十五条の四第三号に規定する受動喫煙をいう。)を防止するため、当該使用する者又は当該特定施設の実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならない。

2 特定施設等(新法第二十八条第五号に規定する第一種施設を除く。)においてこの法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙を防止するため、当該使用する者又は当該特定施設等の実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならない。

第六条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)の項中第二十六条第二項及び第二十七条第一項(第二十九条第二項)を「第四十三条第二項

及び第六十一条第一項第六十三条第二項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第七十三号中「第二十六条第三項」を「第四十三条第三項」に改める。

(労働安全衛生法の一部改正)

第十一条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六十八条の二中「事業者は、」の下に「室内又はこれに準ずる環境における」を加え、「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」を「健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第二十五条の四第三号に規定する受動喫煙」に改める。

第七十条の三中「(平成十四年法律第百三十三号)を削る。

第十二条 労働安全衛生法の一部を次のように改正する。

第六十八条の二中「第二十五条の四第三号」を「第二十八号第三号」に改める。

(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法の一部改正)

第十三条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第二号中「第二十六条第三項(同法第二十九条第二項)を「第四十三条第三項(同法第六十三条第二項)に、「第二十九号第一項を「第六十三号第一項」に改め、同項第三号中「第二十七条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項)を「第六十一条第五項(同法第六十三条第二項及び第六十六号第三項)に改める。

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)第十四条 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十号中「第二十六条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第六十五号第一項」に改める。

審査報告書

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年七月十三日

沖縄及び北方問題に関する特別委員長 石橋 通宏
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、北方領土問題等の解決の一層の促進を図るため、特別の措置を講ずべき施策として特定共同経済活動の円滑な実施のための環境整備を追加するとともに、北方領土隣接地域振興等基金の取崩し等について定めようとするものであり、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行に伴い、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。
一、北方四島における共同経済活動について、その実現に向けた取組が北方領土問題の解決に資するものであることを確認するとともに、平和条約問題に関する日露双方の法的立場を害さない形で行われることを必ず確保すること。

二、主務大臣による特定共同経済活動の指定について、北方領土隣接地域の経済の活性化に資するものとなるよう、同地域を始めとした地元の要望や元島民の意見を十分踏まえること。

三、特定共同経済活動を円滑に実施するために必要な環境整備に係る事業について、北方領土隣接地域において実施されるものとする。

四、北方領土隣接地域振興等基金の取崩しについて、地域振興等の推進に向けた事業の必要性や緊急性を踏まえるとともに、同基金の安定的な運営を考慮して行われるよう努めること。

五、独立行政法人北方領土問題対策協会が実施する融資事業に関し、元島民等融資対象の方々の生活の実情や要望を踏まえた上で、その運用の在り方について不断の見直しを行うよう努めること。

六、北方領土隣接地域の実情を十分に勘案しつつ、同地域における経済・産業の活性化と住民生活の安定が持続可能なものとなるよう、各種振興策の更なる充実強化を図るとともに、そのために必要な財源の確保に努めること。

七、北方領土問題の解決に向けて、学校教育における北方領土教育を始めとする次世代の担い手の育成、政府及び関係団体等との間の連携強化等、国民的な運動の更なる強化のための取組を進めること。

右決議する。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成三十年七月十日

参議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがみ」を「鑑み、平成二十八年十二月十六日に我が国とロシア連邦との間で協議の開始が合意された我が国及びロシア連邦により北方地域において共同で行われる経済活動(第二条第五項において「共同経済活動」という。)の進展も踏まえつつ」に改め、「充実」の下に、「特定共同経済活動の円滑な実施のための環境整備」を加える。

第二条に次の一項を加える。

5 この法律において「特定共同経済活動」とは、共同経済活動のうち主として北方領土隣接地域の経済の活性化に資するものとして主務大臣が定める共同経済活動をいう。

第三条第二項第四号中「振興」の下に「(特定共同経済活動の円滑な実施のための環境整備を含む。以下同じ。)」を加える。

第五条の二の次に次の一項を加える。
(特定共同経済活動の円滑な実施のための環境整備)

第五条の三 国、北海道並びに北方領土隣接地域の市及び町は、特定共同経済活動を円滑に実施するために必要な北方領土隣接地域の環境整備に努めるものとする。

第六条第二項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 特定共同経済活動の円滑な実施のための環境整備に関する事項
第九条を削り、第九条の二を第九条とする。

第十条に次の一項を加える。
4 北海道が第一項の北方領土隣接地域振興等基金を取り崩す場合には、その取崩し後の北方領

土隣接地域振興等基金の額の五分の四に相当する額を第二項の規定により国から交付を受けた補助金の額とみなして前項の規定を適用する。
第十条の次に次の一条を加える。

(財政上の措置等)

第十条の二 国は、第四条の二から前条までに定めるもののほか、この法律の目的を達成するため、予算の範囲内において必要な財政上の措置を講ずるとともに、必要な金融上及び技術上の配慮をしなければならない。

第十二条中「主務大臣は」の下に、「特定共同経済活動の定めについては内閣総理大臣、外務大臣及び国土交通大臣を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律による改正後の北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の施行の状況を勘案し、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るための交付金に関する制度の整備その他必要な財政上の措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三十年七月十三日
沖繩及び北方問題に関する特別委員長 石橋 通宏

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、北方地域旧漁業権者等の範囲を拡大し、これらの者の営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金を貸し付けることができることとするものであり、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に伴い、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一、北方四島における共同経済活動について、その実現に向けた取組が北方領土問題の解決に資するものであることを確認するとともに、平和条約問題に関する日露双方の法的立場を害さない形で行われることを必ず確保すること。

二、主務大臣による特定共同経済活動の指定について、北方領土隣接地域の経済の活性化に資するものとなるよう、同地域を始めとした地元の要望や元島民の意見を十分踏まえること。

三、特定共同経済活動を円滑に実施するために必要な環境整備に係る事業について、北方領土隣接地域において実施されるものとする。

四、北方領土隣接地域振興等基金の取崩しについて、地域振興等の推進に向けた事業の必要性や緊急性を踏まえるとともに、同基金の安定的な運営を考慮して行われるよう努めること。

五、独立行政法人北方領土問題対策協会が実施する融資事業に関し、元島民等融資対象の方々の生活の実情や要望を踏まえた上で、その運用の在り方について不断の見直しを行うよう努めること。

六、北方領土隣接地域の実情を十分に勘案しつつ、同地域における経済・産業の活性化と住民

生活の安定が持続可能なものとなるよう、各種振興策の更なる充実強化を図るとともに、そのために必要な財源の確保に努めること。

七、北方領土問題の解決に向けて、学校教育における北方領土教育を始めとする次世代の担い手の育成、政府及び関係団体等との間の連携強化等、国民的な運動の更なる強化のための取組を進めること。

右決議する。

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成三十年七月十日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和三十六年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「当該指定」の下に「及び第六号の指定」を、「受けた者」の下に「の全員」を加え、同項第五号及び第六号を次のように改める。

五 前各号に掲げる者がその配偶者、子、孫又は子若しくは孫の配偶者(以下この項において「配偶者等」という。)を指定した場合における当該配偶者等(その者が主として当該配偶者等の収入によつて生計を維持している場合として主務省令で定める場合に該当する場合に限るものとし、その者の子又は孫のうちに前各号に掲げる者に該当する者がある場合を除く。)

六 前号の指定をする場合において、第一号から第四号までに掲げる者の配偶者等のうちに

平成三十年七月十八日 参議院会議録第三十五号

当該指定を受ける者以外に介護、介助その他の収入以外の方法によつてその者の生活の安定に主として寄与している配偶者等があるときは、当該寄与している配偶者等であつて主務省令で定めるもののうちその者が当該指定と併せて指定した者

七 第三号又は第四号に掲げる者が死亡した場合におけるその死亡した者の死亡の当時における配偶者等(その者が主として当該配偶者等の収入によつて生計を維持していた場合として主務省令で定める場合に該当し、かつ、当該配偶者等がその者の死亡の日から三年以内の主務省令で定めるところにより当該場合に該当する旨の確認を受けた場合に限るものとし、その者の子又は孫のうちに第一号から第四号までに掲げる者に該当する者がある場合を除く。)

八 前号の確認を受ける場合において、第三号又は第四号に掲げる者の死亡の当時における配偶者等のうちに前号に掲げる者以外に介護、介助その他収入以外の方法によつてその者の生活の安定に主として寄与していた配偶者等があるときは、当該寄与していた配偶者等であつて主務省令で定めるもののうち当該確認と併せて当該定めるものに該当する旨の確認を受けた者

附則
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)前にしたこの法律による改正前の北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律第二項第五号の指定(以下この条において「旧法指定」という。)は、この法

律による改正後の北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(以下この条において「新法」という。)第二項第五号の指定とみなす。

2 施行日前に旧法指定をした者(この項又は次項の指定をした者を除く)は、その者が主として配偶者等(新法第二条第二項第五号の配偶者等をいう。以下この条において同じ。)の収入によつて生計を維持している場合として主務省令で定める場合に該当する場合に、その者の子又は孫のうちに同項第一号から第四号までに掲げる者がある場合を除き、施行日から起算して三年を経過する日までの間、当該配偶者等を指定することができる。この場合において、当該指定は、新法第二条第二項第五号の指定とみなす。

3 施行日前に旧法指定をした者(前項又はこの項の指定をした者を除く)は、その配偶者等のうちに旧法指定を受けた者(前項の指定と併せてこの項の指定をする場合にあつては、前項の指定を受ける者を含む。)以外に介護、介助その他収入以外の方法によつてその者の生活の安定に主として寄与している配偶者等がある場合には、その者の子又は孫のうちに新法第二条第二項第一号から第四号までに掲げる者がある場合を除き、施行日から起算して三年を経過する日までの間、当該配偶者等を指定することができる。この場合において、当該指定は、新法第二条第二項第五号の指定とみなす。

4 新法第二条第二項第七号及び第八号の規定は、同項第三号又は第四号に掲げる者が施行日以後に死亡した場合について適用し、当該者が同日前に死亡した場合については、なお従前の例による。

内閣委員長柘植芳文君解任決議案
右の議案を決議する。

平成三十年七月十八日

衆議院議長

衆議院議長 伊達 忠一殿
大野 元裕
古賀 之士
田名部匡代
舟山 康江
矢田わか子
江崎 孝
那谷屋正義
蓮 舫
木戸口英司

参議院議長 伊達 忠一殿
大野 元裕
古賀 之士
田名部匡代
舟山 康江
矢田わか子
江崎 孝
那谷屋正義
蓮 舫
木戸口英司

衆議院議長 伊達 忠一殿
大野 元裕
古賀 之士
田名部匡代
舟山 康江
矢田わか子
江崎 孝
那谷屋正義
蓮 舫
木戸口英司

衆議院議長 伊達 忠一殿
大野 元裕
古賀 之士
田名部匡代
舟山 康江
矢田わか子
江崎 孝
那谷屋正義
蓮 舫
木戸口英司

衆議院議長 伊達 忠一殿
大野 元裕
古賀 之士
田名部匡代
舟山 康江
矢田わか子
江崎 孝
那谷屋正義
蓮 舫
木戸口英司

衆議院議長 伊達 忠一殿
大野 元裕
古賀 之士
田名部匡代
舟山 康江
矢田わか子
江崎 孝
那谷屋正義
蓮 舫
木戸口英司

衆議院議長 伊達 忠一殿
大野 元裕
古賀 之士
田名部匡代
舟山 康江
矢田わか子
江崎 孝
那谷屋正義
蓮 舫
木戸口英司

衆議院議長 伊達 忠一殿
大野 元裕
古賀 之士
田名部匡代
舟山 康江
矢田わか子
江崎 孝
那谷屋正義
蓮 舫
木戸口英司

大してゐるなか、国民の生命・財産を守り、被災地復旧の陣頭指揮を執る必要があることから、野党は一致して、石井大臣は災害対応を優先すべきであると訴えた。しかし、柘植委員長は、国民の生命よりも、カジノを解禁するIR整備法案の審議を優先し、石井大臣の答弁を求め続けた。そもそもIR整備法案は、国民の反対意見が根強く、多くの疑念が払しょくされていない。直近の世論調査においても、7割以上が今国会での成立は不要と回答していて、今国会中にどうしても成立させなければならぬ切迫した理由もない。次期国会で充実した審議を行つても何ら問題はないはずである。

「良識の府」である本院の委員長には、政局のみを念頭に置いたかのような議事運営には与せず、公正中立な判断が求められる。しかしそれ以上に、国民の生命を守ることを何よりも優先すべきであることは、論を俟たない。柘植委員長が国民の生命を無視したような議事運営を続けたことは、絶対に看過できない。このような悪しき前例を許すことは、名誉ある本院に禍根を残すことになる。

よつて、内閣委員長柘植芳文君解任決議案を提出する。

投票者氏名
国務大臣石井啓一君問責決議案(矢田わか子君外四名発議)

賛成者(白色票氏名)

六九名

足立 信也君 伊藤 孝恵君
石上 俊雄君 磯崎 哲史君
大島九州男君 大塚 耕平君
大野 元裕君 川合 孝典君
小林 正夫君 櫻井 充君
榎葉賀津也君 田名部匡代君

反対者(青色票氏名)

一六八名

足立 敏之君 阿達 雅志君
愛知 治郎君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 井原 巧君

徳永 エリ君 長浜 博行君
羽田雄一郎君 浜口 誠君
浜野 喜史君 藤田 幸久君
舟山 康江君 増子 輝彦君
森本 真治君 矢田わか子君
柳田 稔君 相原久美子君
石橋 通宏君 江崎 孝君
小川 勝也君 小川 敏夫君
風間 直樹君 神本美恵子君
川田 龍平君 小西 洋之君
斎藤 嘉隆君 芝 博一君
杉尾 秀哉君 那谷屋正義君
難波 奨二君 白 眞勲君
鉢呂 吉雄君 福山 哲郎君
真山 勇一君 牧山ひろえ君
宮沢 由佳君 吉川 沙織君
蓮 舫君 井上 哲士君
市田 忠義君 岩淵 友君
紙 智子君 吉良よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門実紀史君
武田 良介君 辰巳孝太郎君
仁比 聡平君 山下 芳生君
山添 拓君 青木 愛君
木戸口英司君 福島みずほ君
又市 征治君 森 ゆうこ君
山本 太郎君 伊波 洋一君
糸数 慶子君 郡司 彰君
野田 国義君

石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井 みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩井 茂樹君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大沼みずほ君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 片山さつき君
金子原二郎君 木村 義雄君
北村 経夫君 こやり隆史君
古賀友一郎君 上月 良祐君
佐藤 啓君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 酒井 庸行君
山東 昭子君 自見はなこ君
島田 三郎君 島村 大君
進藤金日子君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
そのだ修光君 高階恵美子君
高野光二郎君 高橋 克法君
滝沢 求君 滝波 宏文君
武見 敬三君 柘植 芳文君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 徳茂 雅之君
豊田 俊郎君 中泉 松司君
中川 雅治君 中曾根弘文君
中西 健治君 中西 哲君
中西 祐介君 中野 正志君
長峯 誠君 二之湯 智君
二之湯武史君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
羽生田 俊君 長谷川 岳君
馬場 成志君 橋本 聖子君
林 芳正君 平野 達男君

福岡 資麿君 藤井 基之君
藤川 政人君 藤木 眞也君
古川 俊治君 堀井 巖君
舞立 昇治君 牧野たかお君
松川 るい君 松下 新平君
松村 祥史君 松山 政司君
丸川 珠代君 丸山 和也君
三木 亨君 三原じゅん子君
三宅 伸吾君 水落 敏榮君
溝手 顕正君 宮沢 洋一君
宮島 喜文君 宮本 周司君
元榮太一郎君 森 まさこ君
森屋 宏君 柳本 卓治君
山崎 正昭君 山下 雄平君
山田 修路君 山田 俊男君
山田 宏君 山谷えり子君
山本 一太君 山本 順三君
吉川ゆうみ君 吉田 博美君
和田 政宗君 渡辺 猛之君
渡辺美知太郎君 渡邊 美樹君
秋野 公造君 伊藤 孝江君
石川 博崇君 魚住裕一郎君
河野 義博君 熊野 正士君
佐々木さやか君 里見 隆治君
杉、久武君 高瀬 弘美君
竹内 真二君 竹谷とし子君
谷合 正明君 新妻 秀規君
西田 実仁君 浜田 昌良君
平木 大作君 三浦 信祐君
宮崎 勝君 矢倉 克夫君
山口那津男君 山本 香苗君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 浅田 均君
東 徹君 石井 章君
石井 苗子君 片山 大介君
片山虎之助君 儀間 光男君
清水 貴之君 高木かおり君

藤巻 健史君 室井 邦彦君
行田 邦子君 中山 恭子君
松沢 成文君 アノニ才猪木君
薬師寺みちよ君 平山佐知子君
藤末 健三君 山口 和之君

日程第一 健康増進法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一七六名

足立 敏之君 阿達 雅志君
愛知 治郎君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩井 茂樹君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大沼みずほ君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 片山さつき君
金子原二郎君 木村 義雄君
北村 経夫君 こやり隆史君
古賀友一郎君 上月 良祐君
佐藤 啓君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 酒井 庸行君
山東 昭子君 自見はなこ君
島田 三郎君 島村 大君
進藤金日子君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
そのだ修光君 高階恵美子君
高野光二郎君 高橋 克法君

滝沢 求君 滝波 宏文君
武見 敬三君 柘植 芳文君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 徳茂 雅之君
豊田 俊郎君 中泉 松司君
中川 雅治君 中曾根弘文君
中西 健治君 中西 哲君
中西 祐介君 中野 正志君
長峯 誠君 二之湯 智君
二之湯武史君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
羽生田 俊君 長谷川 岳君
馬場 成志君 橋本 聖子君
林 芳正君 平野 達男君
福岡 資麿君 藤井 基之君
藤川 政人君 藤木 眞也君
古川 俊治君 堀井 巖君
舞立 昇治君 牧野たかお君
松川 るい君 松下 新平君
松村 祥史君 松山 政司君
丸川 珠代君 丸山 和也君
三木 亨君 三宅 伸吾君
水落 敏榮君 溝手 顕正君
宮沢 洋一君 宮島 喜文君
宮本 周司君 元榮太一郎君
森 まさこ君 森屋 宏君
柳本 卓治君 山崎 正昭君
山下 雄平君 山田 修路君
山田 俊男君 山田 宏君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉川ゆうみ君
吉田 博美君 和田 政宗君
渡辺 猛之君 渡辺美知太郎君
渡邊 美樹君 秋野 公造君
伊藤 孝江君 石川 博崇君
魚住裕一郎君 河野 義博君
熊野 正士君 佐々木さやか君

反対者氏名

六〇名

里見 隆治君 杉 久武君
高瀬 弘美君 竹内 真二君
竹谷とし子君 谷合 正明君
新妻 秀規君 西田 実仁君
浜田 昌良君 平木 大作君
三浦 信祐君 宮崎 勝君
矢倉 克夫君 山口那津男君
山本 香苗君 山本 博司君
横山 信一君 若松 謙維君
足立 信也君 伊藤 孝恵君
石上 俊雄君 磯崎 哲史君
大島九州男君 大塚 耕平君
大野 元裕君 川合 孝典君
小林 正夫君 櫻井 充君
榎葉賀津也君 田名部匡代君
徳永 エリ君 羽田雄一郎君
浜口 誠君 浜野 喜史君
藤田 幸久君 舟山 康江君
増子 輝彦君 森本 真治君
矢田わか子君 柳田 稔君
アノニ才猪木君 薬師寺みちよ君
平山佐知子君 藤末 健三君
郡司 彰君 野田 国義君

日程第二 北方領土問題等の解決の促進のための
特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
(衆議院提出)
日程第三 北方地域旧漁業権者等に対する特別措
置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院
提出)

賛成者氏名

二二七名

足立 敏之君 阿達 雅志君
愛知 治郎君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩井 茂樹君
宇都 隆史君 上野 通子君

市田 忠義君 岩渕 友君
紙 智子君 吉良よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門実紀史君
武田 良介君 辰巳孝太郎君
仁比 聡平君 山下 芳生君
山添 拓君 浅田 均君
東 徹君 石井 章君
石井 苗子君 片山 大介君
片山虎之助君 儀間 光男君
清水 貴之君 高木かおり君
藤巻 健史君 室井 邦彦君
青木 愛君 木戸口英司君
福島みずほ君 又市 征治君
森 ゆうこ君 山本 太郎君
行田 邦子君 中山 恭子君
松沢 成文君 伊波 洋一君
糸数 慶子君 山口 和之君

江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	片山さつき君
金子原二郎君	木村 義雄君
北村 経夫君	こやり隆史君
古賀友一郎君	上月 良祐君
佐藤 啓君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	酒井 庸行君
山東 昭子君	自見はなこ君
島田 三郎君	島村 大君
進藤金日子君	末松 信介君
世耕 弘成君	関口 昌一君
そのだ修光君	高階恵美子君
高野光二郎君	高橋 克法君
滝沢 求君	滝波 宏文君
武見 敬三君	柘植 芳文君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
堂故 茂君	徳茂 雅之君
豊田 俊郎君	中泉 松司君
中川 雅治君	中曾根弘文君
中西 健治君	中西 哲君
中西 祐介君	中野 正志君
長峯 誠君	二之湯 智君
二之湯武史君	西田 昌司君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
羽生田 俊君	長谷川 岳君
馬場 成志君	橋本 聖子君
林 芳正君	平野 達男君
福岡 資麿君	藤井 基之君
藤川 政人君	藤木 眞也君
古川 俊治君	堀井 巖君
舞立 昇治君	牧野たかお君
松川 るい君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君

丸川 珠代君	丸山 和也君
三木 亨君	三原じゅん子君
三宅 伸吾君	水落 敏榮君
溝手 顕正君	宮沢 洋一君
宮島 喜文君	宮本 周司君
元榮太一郎君	森 まさこ君
森屋 宏君	柳本 卓治君
山崎 正昭君	山下 雄平君
山田 修路君	山田 俊男君
山田 宏君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉川ゆうみ君	吉田 博美君
和田 政宗君	渡辺 猛之君
渡辺美知太郎君	渡邊 美樹君
秋野 公造君	伊藤 孝江君
石川 博崇君	魚住裕一郎君
河野 義博君	熊野 正士君
佐々木さやか君	里見 隆治君
杉 久武君	高瀬 弘美君
竹内 真二君	竹谷とし子君
谷合 正明君	新妻 秀規君
西田 実仁君	浜田 昌良君
平木 大作君	三浦 信祐君
宮崎 勝君	矢倉 克夫君
山口那津男君	山本 香苗君
山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	足立 信也君
伊藤 孝恵君	石上 俊雄君
磯崎 哲史君	大島九州男君
大塚 耕平君	大野 元裕君
川合 孝典君	小林 正夫君
櫻井 充君	榛葉賀津也君
田名部匡代君	徳永 エリ君
長浜 博行君	羽田雄一郎君
浜口 誠君	浜野 喜史君
藤田 幸久君	舟山 康江君
増子 輝彦君	森本 真治君

矢田わか子君	柳田 稔君
相原久美子君	石橋 通宏君
江崎 孝君	小川 勝也君
小川 敏夫君	風間 直樹君
神本美恵子君	川田 龍平君
小西 洋之君	斎藤 嘉隆君
芝 博一君	杉尾 秀哉君
那谷屋正義君	難波 奨二君
白 眞勲君	鉢呂 吉雄君
福山 哲郎君	眞山 勇一君
牧山ひろえ君	宮沢 由佳君
吉川 沙織君	蓮 舫君
井上 哲士君	市田 忠義君
岩渕 友君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	武田 良介君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	山添 拓君
浅田 均君	東 徹君
石井 章君	石井 苗子君
片山 大介君	片山虎之助君
儀間 光男君	清水 貴之君
高木かおり君	藤巻 健史君
室井 邦彦君	青木 愛君
木戸口英司君	福島みずほ君
又市 征治君	森 ゆうこ君
山本 太郎君	行田 邦子君
中山 恭子君	松沢 成文君
アノト三才猪米君	薬師寺みちよ君
伊波 洋一君	糸数 慶子君
平山佐知子君	藤末 健三君
郡司 彰君	野田 国義君
山口 和之君	

反対者氏名

○名

内閣委員長柘植芳文君解任決議案(浜口誠君外四名発議)

賛成者(白色票)氏名

七二名

足立 信也君	伊藤 孝恵君
石上 俊雄君	磯崎 哲史君
大島九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	川合 孝典君
小林 正夫君	櫻井 充君
榛葉賀津也君	田名部匡代君
徳永 エリ君	長浜 博行君
羽田雄一郎君	浜口 誠君
浜野 喜史君	藤田 幸久君
舟山 康江君	増子 輝彦君
森本 真治君	矢田わか子君
柳田 稔君	相原久美子君
石橋 通宏君	江崎 孝君
小川 勝也君	小川 敏夫君
風間 直樹君	神本美恵子君
川田 龍平君	小西 洋之君
斎藤 嘉隆君	芝 博一君
杉尾 秀哉君	那谷屋正義君
難波 奨二君	白 眞勲君
鉢呂 吉雄君	福山 哲郎君
眞山 勇一君	牧山ひろえ君
宮沢 由佳君	吉川 沙織君
蓮 舫君	井上 哲士君
市田 忠義君	岩渕 友君
紙 智子君	吉良よし子君
倉林 明子君	小池 晃君
田村 智子君	大門実紀史君
武田 良介君	辰巳孝太郎君
仁比 聡平君	山下 芳生君
山添 拓君	青木 愛君
東 徹君	福島みずほ君
石井 苗子君	森 ゆうこ君
片山虎之助君	行田 邦子君
清水 貴之君	
藤巻 健史君	
青木 愛君	
福島みずほ君	
森 ゆうこ君	
行田 邦子君	

中山 恭子君
伊波 洋一君
郡司 彰君
松沢 成文君
糸数 慶子君
野田 国義君

反対者(青色票)氏名

一六三名

足立 敏之君
愛知 治郎君
青山 繁晴君
朝日健太郎君
井上 義行君
石井 準一君
石井 正弘君
石田 昌宏君
磯崎 陽輔君
今井絵理子君
宇都 隆史君
江島 潔君
小川 克巳君
尾辻 秀久君
大沼みずほ君
太田 房江君
岡田 広君
金子原二郎君
北村 経夫君
古賀友一郎君
佐藤 啓君
佐藤 正久君
山東 昭子君
島田 三郎君
進藤金日子君
世耕 弘成君
そのだ修光君
高野光二郎君
滝沢 求君
武見 敬三君
塚田 一郎君
堂故 茂君
阿達 雅志君
青木 一彦君
赤池 誠章君
有村 治子君
井原 巧君
石井 浩郎君
石井 みどり君
磯崎 仁彦君
猪口 邦子君
岩井 茂樹君
上野 通子君
衛藤 晟一君
小野田紀美君
大家 敏志君
大野 泰正君
岡田 直樹君
片山さつき君
木村 義雄君
こやり隆史君
上月 良祐君
佐藤 信秋君
酒井 庸行君
自見はなこ君
島村 大君
末松 信介君
関口 昌一君
高階恵美子君
高橋 克法君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
鶴保 庸介君
徳茂 雅之君

豊田 俊郎君
中川 雅治君
中西 健治君
中西 祐介君
長峯 誠君
二之湯武史君
野上浩太郎君
羽生田 俊君
馬場 成志君
林 芳正君
福岡 資麿君
藤川 政人君
古川 俊治君
舞立 昇治君
松川 昇治君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三原しゅん子君
水落 敏榮君
宮沢 洋一君
宮本 周司君
森 まさこ君
柳本 卓治君
山下 雄平君
山田 俊男君
山谷えり子君
山本 順三君
吉田 博美君
渡辺 猛之君
渡邊 美樹君
伊藤 孝江君
熊野 正士君
里見 隆治君
高瀬 弘美君
竹谷とし子君
新妻 秀規君
中泉 松司君
中曾根弘文君
中西 哲君
中野 正志君
二之湯 智君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
橋本 聖子君
平野 達男君
藤井 基之君
藤木 眞也君
堀井 巖君
牧野たかお君
松下 新平君
松山 政司君
三木 亨君
三宅 伸吾君
溝手 顕正君
宮島 喜文君
元榮太一郎君
森屋 宏君
山崎 正昭君
山田 修路君
山田 宏君
山本 一太君
吉川ゆうみ君
和田 政宗君
渡辺美知太郎君
秋野 公造君
石川 博崇君
河野 義博君
佐々木さやか君
杉 久武君
竹内 真二君
谷合 正明君
西田 実仁君

浜田 昌良君
三浦 信祐君
矢倉 克夫君
山本 香苗君
横山 信一君
浅田 均君
石井 章君
片山 大介君
儀間 光男君
高木かおり君
室井 邦彦君
平山佐知子君
山口 和之君
平木 大作君
宮崎 勝君
山口那津男君
山本 博司君
若松 謙維君
東 徹君
石井 苗子君
片山虎之助君
清水 貴之君
藤巻 健史君
薬師寺みちよ君
藤末 健三君

奄美大島における大型クルーズ船寄港地開発
による社会環境への影響に関する再質問主意
書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。
平成三十年七月五日
参議院議長 伊達 忠一殿
川田 龍平

奄美大島における大型クルーズ船寄港地開
発による社会環境への影響に関する再質問
主意書
一 政府は二〇一八年六月一日に「奄美大島、徳
之島、沖縄島北部および西表島」の世界遺産登
録に向けた推薦を取り下げることに関して、閣議了解し
た。報道では、政府は二〇二〇年の登録に向け
て動き出したとされているが、国際自然保護連
合(以下「IUCN」という。)による評価書(以下
「評価書」という。)における勧告を踏まえて、二
〇二〇年の世界自然遺産への当該地域の登録を
目指すのが政府の基本方針であると認識してよ
いか。

二 評価書では、奄美大島における大型クルーズ
船の誘致に関して、「The State Party provided
information on the current status of a
proposal for a large cruise ship base on
Amami-Oshima, confirming that no specific
site has been selected and no development
plans are intended in the foreseen future.」の
記述があるが、この記述と政府の現在の認識
とは一致しており、予測できる将来において、
奄美大島にはいかなる大型クルーズ船の寄港地
開発計画も企画されていないものと政府は承知
している、と理解してよいか。

三 前回質問(第百九十六回国会質問第一三二二号)
に対する答弁書(内閣参質一九六第一三二二号。
以下「前回答弁書」という。)の「四及び七につい
て」において、国土交通省港湾局の「島嶼部にお
ける大型クルーズ船の寄港地開発に関する調査
(以下「本調査」という。)に関し、「政府とし
ては、寄港地調査の結果を踏まえ、寄港地開発
の具体化に向けて、地元自治体と連携しつつ検
討してまいりたい。」と答弁しているが、この答
弁は、前記二で示した評価書における記述と明
らかに矛盾しているのではないかと。

四 前回答弁書の「四及び七について」において、
「政府としては、寄港地調査の結果を踏まえ、
寄港地開発の具体化に向けて、地元自治体と連
携しつつ検討してまいりたい。」と答弁しておき
ながら、同じく「九及び十一から十四までにつ
いて」においては、「クルーズ船の寄港地の開発
については、それぞれの地元自治体において判
断されるべきものと考えている。」と詭弁を弄し
た答弁をしているが、前回質問の趣旨は、政府
として奄美大島における大型クルーズ船の寄港
地開発の具体化に向けた検討を断念すべきでは
ないか、ということである。この趣旨を踏まえ
て、はぐらかさずに改めて答弁されたい。

五 前回答弁書の「二について」において、本調査

のモデルケースとして奄美大島及び徳之島を選んだ理由の一つとして「外国人の受入れが可能で一定規模の人口を有する島」という条件を満たしていることが挙げられているが、奄美大島は、大型クルーズ船の受入れが可能な人口を有している」と国土交通省は判断しているのか。

六 前回答弁書の「四及び七について」において、「寄港地調査においては、クルーズ船の利用客が奄美大島の自然環境に与える影響については特段の分析を行っていない。」と答弁しているが、当該分析を行う必要性はないと環境省は考えているのか。

七 西表島では、国立公園の核心エリアに多くの観光客が入り、自然環境に深刻な悪影響が出てくる事例が既に発生していると承知しているが、西表島における自然環境の過剰利用、いわゆるオーバーユースの実体を、環境省はどのように把握しているか。

八 前回答弁書の「九及び十一から十四までについて」において、「国際自然保護連合において延期の勧告がなされた理由は、推薦区域の設定について、主に、推薦地の連続性の観点で、沖縄県の北部訓練場返還地が重要な位置付けにあるが、現段階では推薦地に含まれておらず、また、各島の中の推薦地は連続性に欠け、遺産の価値の証明に不必要な、分断された小規模な区域が複数含まれている」という課題があることとされていることである」と答弁しているが、IUCNは「The State Party pursue the activation of the tourism development plan and visitor management plan for key tourism development zones and attraction areas, according to their interest to visitors and carrying capacities, including the installation of adequate visitor control mechanisms, tourism management facilities, interpretation systems, and monitoring arrangements.」を

う重要な内容を勧告しているにもかかわらず、これを意図的に無視して答弁した理由を明らかにされたい。

九 前記八で示した勧告は、大型クルーズ船の観光客を含めたすべての観光利用を管理することを強く求めているのではないかと。政府としては、この勧告に対して、奄美大島において具体的にどのように対応していく計画なのか。

十 前回答弁書の「九及び十一から十四までについて」に關し、寄港地開発の候補地が世界自然遺産推薦区域から外れていても、大型クルーズ船の観光客の奄美大島での行動は、国内外の外来生物の非意図的導入など、世界自然遺産推薦区域に間接的ではあるが深刻な悪影響を及ぼす可能性があることを懸念すべきではないか。

十一 評価書は、鹿児島県が「奄美群島持続的観光マスタープラン」を作成していることを取り上げ、沖縄県ではそのようなものを作成していない事実に触れているが、これはIUCNが世界自然遺産の登録地における観光政策の指針として、鹿児島県作成のマスタープランを評価し、同様の持続可能な観光政策の作成を他県にも促していると解釈できる。この鹿児島県作成のマスタープランの基本理念は、国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」を踏まえて我が国が策定した「SDGsアクションプラン二〇一八」の考え方と通底しており、国土交通省もまたその理念を共有する形で「持続可能な観光政策のあり方に関する調査研究」をまとめている。世界自然遺産の登録地における観光利用と自然遺産の保全を調和させる考え方として、この調査研究で示された持続可能な観光政策を積極的に採用していくべきではないか。

十二 前回答弁書の「十について」では、WWFジャパンが作成した南西諸島生物多様性優先保全地域地図(BPAMAP)について、政府が作成したものではないことからコメントは差し控

えたい旨答弁した。しかし、BPAMAPはWWFジャパンが環境省所管の財団法人であった当時作成した科学的なデータであり、そのことを監督官庁たる同省は認識していたはずであるから、単に「政府が作成したものではない」としてコメントしないのは適当ではない。そこで改めて問うが、BPAMAPにおいて、奄美大島の大規模クルーズ船寄港地開発の候補地のうち既存港湾を除くほとんどの地点が、生物多様性優先保全地域または重要地域に含まれていることについて、環境省としての見解を明らかにされたい。

平成三十年七月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員川田龍平君提出奄美大島における大型クルーズ船寄港地開発による社会環境への影響に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出奄美大島における大型クルーズ船寄港地開発による社会環境への影響に関する再質問に対する答弁書
一について

我が国による「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界遺産一覧表への記載の推薦(以下「本件推薦」という。)については、国際自然保護連合による延期の勧告(以下「延期勧告」という。)を踏まえ、平成三十年六月一日に取り下げることに関して閣議了解した。政府としては、延期勧告の理由を踏まえて推薦書を修正し、可能な限り早期の登録を目指している。

二から四までについて
本件推薦について国際自然保護連合が作成した評価書(以下「評価書」という。)における御指

摘の記載は政府の認識と一致しており、奄美大島におけるクルーズ船の寄港地の開発に関する具体的な計画は承知しておらず、「矛盾している」との御指摘は当たらないと考えている。

クルーズ船の寄港地の開発については、それぞれの地元自治体で判断されるべきものであり、地元自治体が寄港地の開発をする旨を判断した場合、政府としては、当該寄港地の開発の具体化に向けて、当該地元自治体と連携しつつ検討を進めてまいりたい。

五について
政府としては、奄美大島はクルーズ船の受入れが可能な人口を有していると考えている。

六について

お尋ねの「当該分析」については、クルーズ船の寄港地の開発が具体化していない現段階においては、寄港地の開発により自然環境に対してどのような影響がどの程度生じるかについて想定することは困難であり、今後、寄港地の開発の具体化の状況に応じて実施が検討されるべきと考えている。

七について

お尋ねについては、西表島の一部の河川においてカヌーの混雑が発生していると承知している。

八について

評価書において、御指摘の記載がされたことは事実であるが、当該記載は、延期勧告の理由ではなく、推薦国に対して対応を要請しているものである。延期勧告の理由は、先の答弁書(平成三十年六月二十二日内閣参質一九六第一三三三号。以下「前回答弁書」という。)九及び十一から十四までについて述べたとおりである。

九について
奄美大島において、観光利用が集中する可能性のある地域や時間に行われる自然観察のルールの構築や、当該ルールの観光客への普及啓発

等を行う施設の整備の検討を進めていくことと
している。なお、同島におけるクルーズ船の寄
港地の開発に関しては、現時点においては具体
的な計画が存在していないため、御指摘の「大
型クルーズ船の観光客」に係る対応についてお
答えすることは困難である。

十について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、
一般的に申し上げれば、外来生物の非意図的導
入の観点で、クルーズ船により来訪する観光客
がその他の手段で来訪する観光客と比較して、
自然環境に対して悪影響を及ぼす可能性が特
高いとは考えていない。

十一について
御指摘の「調査研究」は、個別具体の観光政策
についてのものではなく、今後望まれる持続可
能な観光政策の在り方の検討に資することを目
的として行ったものである。

十二について
お尋ねについては、前回答弁書十についてで
お答えしたとおりである。なお、クルーズ船の
寄港地の開発に当たっては様々な要素を考慮す
ることが必要であると考えている。

北朝鮮からの輸入禁止措置等に関する質問主
意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提
出する。

平成三十年七月五日

参議院議長 伊達 忠一殿

有田 芳生

北朝鮮からの輸入禁止措置等に関する質問
主意書

神戸朝鮮高級学校の生徒が本年六月二十八日に
修学旅行先の北朝鮮から持ち帰った土産品が関西

平成三十年七月十八日 参議院会議録第三十五号

質問主意書及び答弁書

空港の税関で押収されたとの報道がありました。
そこで、北朝鮮からの輸入禁止措置等について以
下質問します。

一 過去にも修学旅行で北朝鮮に渡航した朝鮮学
校の生徒は土産品を持ち帰っていました。北
朝鮮からの土産品は、現地で親族からもらった
ものだ税関で説明すれば押収されないとの運
用が行われていたと聞いています。税関におい
ては実際にはどのような運用がなされていたの
かお示してください。

二 本件と同様に、北朝鮮から持ち帰った土産品
が税関で押収されたことはこれまでありました
か。押収されたことがあれば、その日時、押収
した税関のある空港名、押収された者の属性及
び押収された品物を具体的にお示ください。
三 今後、北朝鮮からの帰国に際し、持ち帰った
土産品の取り扱いについてどう税関で対応する
のか、政府の方針をお示してください。
右質問する。

平成三十年七月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮からの輸入禁
止措置等に関する質問に対し、別紙答弁書を送
付する。

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮からの輸
入禁止措置等に関する質問に対する答弁書
一について

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律
第二百二十八号)第五十二条の規定、輸入貿易
管理令(昭和二十四年政令第四百十四号)第四条
の規定等により、北朝鮮を原産地又は船積地域
とする貨物の輸入をしようとする者は、経済産
業大臣の輸入の承認を受けなければならないこ

とされているが、現在、同法第十条の規定に
基づく「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝
鮮に係る対応措置について」(平成二十九年四月
七日閣議決定)により、同承認が必要な貨物に
ついては輸入が禁止されており、当該貨物を輸
入しようとした者に対してはその旨を説明した
上で、輸入を許可せず、当該者の選択に従い、
貨物の積戻し、留置又は放棄を認めることとし
ている。他方、我が国から一時的に出国して入
国する者の携帯品については、同法第十四条の
規定等により、原則として、現に使用中のもの
又は明らかに旅行中に使用したと認められるも
のに限り、同承認を受けなくても、輸入が認め
られている。

税関においては、これまで、これらの法令等
に基づき適切に対応しているところである。

二について
税関においては、これまで、入国する者が輸
入しようとした北朝鮮を原産地又は船積地域と
する貨物について、その輸入を許可しなかった
ことはあるが、税関行政の個別の事案に関わる
ことについて、具体的にお答えすることは差し
控えたい。

三について
一について述べた法令等に基づき、引き続
き、適切に対応してまいりたい。

辺野古新基地建設海域における大型サンゴの
移植に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提
出する。

平成三十年七月六日

参議院議長 伊達 忠一殿

糸数 慶子

辺野古新基地建設海域における大型サンゴ
の移植に関する質問主意書

米軍の新基地建設が進められている名護市辺野
古の埋立て予定海域内(以下「埋立て予定海域内」
という。)に、二つの大型サンゴの群体が存在する
可能性が高いことが航空写真で判明したと本年六
月十六日付の朝日新聞の「辺野古に大型サンゴ
か 上空撮影で判明 埋立て予定海域」と題す
る記事(以下「朝日記事」という。)で報じられた。
しかしながら、沖縄防衛局は、埋立て予定海域内
に「移植の」対象となる大型サンゴは確認されて
いない」としている。辺野古崎付近ではこれまで
も大型サンゴの生息が指摘されており、環境問題
の専門家は「国の調査のずさんさが明らかになっ
たと批判している。

日本政府は、沖縄県民の民意に反して辺野古新
基地建設を強行し、本年八月にも土砂の投入によ
る埋立てを始めるとしている。しかし、辺野古海
域においてはジュゴン、ウミガメ、サンゴ等の海
生生物の保護対策が万全ではなく、特に大型サン
ゴの生息状況の調査やその移植に関しては問題点
がいくつも指摘されているので、以下、質問す
る。

一 埋立て予定海域内におけるサンゴの保全及び
移植に対する政府の取組方針を示されたい。あ
わせて、埋立て予定海域内におけるサンゴを保
全及び移植する必要性を判断するための基準と
その根拠を示されたい。

二 朝日記事の航空写真に見られる二つの大型サ
ンゴの群体について、埋立て予定海域内からの
移植を含む保護対策を実施する必要性はない
か、政府の見解を示されたい。

三 埋立て予定海域内におけるサンゴの生息状況
に関する政府の調査のずさんさが一部の専門家
から指摘されているが、この指摘に対する政府
の見解を示されたい。

四 本年六月十九日の参議院外交防衛委員会にお

いて、防衛省は、同省においてこれまでに実施した調査では、N三護岸付近の海域には移植対象となるサンゴ類は確認されていない旨答弁しているが、政府が実施した埋立て予定海域内におけるサンゴの生息状況に関する調査について、当該調査の日時、調査地点、調査方法及び結果等をそれぞれ明らかにされたい。

五 埋立て予定海域内で二つの大型サンゴの群体が生息している可能性が指摘された以上、政府はこれら二つの大型サンゴの群体を含め、当該海域における移植対象となるサンゴ類を再調査する必要があると考える。当該再調査は既に行つたか、あるいは行う予定があるか、明らかにされたい。当該再調査を行う予定がない場合、その理由を示されたい。

平成三十年七月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋二

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員糸数慶子君提出辺野古新基地建設海域における大型サンゴの移植に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出辺野古新基地建設海域における大型サンゴの移植に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「政府の取組方針」の意味するところが必ずしも明らかではないが、普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立区域（以下「埋立区域」という。）内に生息するサンゴ類については、沖縄防衛局から沖縄県知事に対して提出された平成二十五年三月二十二日付けの公有水面埋立承認願書に添付された公有水面埋立法施行規則（昭和四十九年運輸省・建設省令第一号）第三条第八号に掲げる環境保全に関し講じる措置

を記載した図書（以下「環境保全図書」という。）に従い、「可能な限り工事施工区域外の同様な環境条件の場所に移植し、その後、生息状況について事後調査を実施することとしている。

また、お尋ねの「必要性を判断するため」の基準とその根拠の意味するところが必ずしも明らかではないが、サンゴ類の移植・移築に関する基本的考え方については、平成二十七年四月九日に開催された第四回普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会（以下「環境監視等委員会」という。）において説明しているところであり、その概要をお示しすると、以下のとおりである。

サンゴ類の移植・移築元の範囲については、普天間飛行場代替施設本体の設置に伴う改変区域内のうち、サンゴ類の人力採取が可能となる水深二十メートル以浅の範囲とする。

移植・移築対象とするサンゴ類については、小型サンゴ類にあつては総被度が五パーセント以上で〇・二ヘクタール以上の規模を持つ分布域の中にある長径十センチメートル以上のものとし、大型サンゴ類にあつては長径が一メートルを超えるものとする。

移植・移築先については、環境保全図書で提案されている範囲を対象として、水深、底質等の環境条件から具体的移植・移築先箇所を決定する。

移植・移築方法については、サンゴ類へのストレスを低減する方法を選定する。

環境保全措置の効果の確認については、移植・移築の効果、妥当性を評価するためにモニタリング調査を実施する。

さらに、平成二十九年九月二十七日に開催された第九回環境監視等委員会においては、環境省が同年三月二十一日に公表した環境省版海洋生物レッドリストに掲載されたサンゴ類について、先に述べた移植・移築対象とするサンゴ類

以外のものであつても、できる限り移植するよう努める旨説明しているところである。

二及び五について

埋立区域内におけるサンゴ類の生息状況については、沖縄防衛局において適切に調査を実施しているところであるが、御指摘の二つの大型サンゴの群体については、平成三十年六月八日及び同月二十五日に改めて確認調査を行つたところであり、その結果、これらは、一について述べた移植・移築対象とするサンゴ類に当たらないことを確認している。

三について

お尋ねの「専門家」及び「指摘」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、二及び五についてでお答えしたとおり、埋立区域内におけるサンゴ類の生息状況については、沖縄防衛局において適切に調査を実施しているところである。

四について

お尋ねの「サンゴの生息状況に関する調査」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、沖縄防衛局においては、平成十九年度以降毎年度、埋立区域及びその周辺海域において、潜水目視調査等により、サンゴ類の生息状況についての調査を行っているところであり、これらを通じて、サンゴ類の生息状況について適切に把握しているところである。

日本国憲法で保障されている表現の自由と議長警察権との整合性に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年七月六日

参議院議長 伊達 忠一殿 有田 芳生

日本国憲法で保障されている表現の自由と議長警察権との整合性に関する質問主意書
平成三十年六月二十八日、参議院厚生労働委員会の傍聴希望者が、着用していた衣服やアクセサリーのデザインに政治的なメッセージ性があるの、アクセサリーを外し、衣服の政治的なメッセージ性のある部分を第三者から見えないようにして傍聴するよう、国家公務員である参議院職員（いわゆる衛視）に指導されたことと承知しています。政治的なメッセージ性のある衣服やアクセサリーは多く販売されているところ、本事業で参議院職員から指導された衣服やアクセサリーには、「9」の文字がデザインされており、それが日本国憲法第九条に関する示威宣伝にあたるものと判断されたようです。

本事業における参議院職員の指導は、国会法第百十四条に規定する「各議院の規律を保持するため、内部警察の権は、この法律及び各議院の定める規則に従い、議長が、これを行う」という議長警察権によります。

他方、日本国憲法第二十一条では「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と規定されており、「一切の表現の自由」は日本国憲法の効力が及ぶ範囲では最大限尊重されなければなりません。

そこで、日本国憲法第二十一条と国会法第百十四条との整合性について、政府の解釈を確認したく、以下質問します。

一 日本国憲法第二十一条の規定に基づき、「一切の表現の自由」は、日本国憲法の効力が及ぶ範囲において最大限尊重されるという理解でよろしいですか。

二 前記一に関し、日本国憲法の効力が及ぶ範囲において「一切の表現の自由」が最大限尊重されることに例外が存在するとは、どのような場合が想定されるのか明らかにして下さい。

三 前記二において例外が存在する場合、本事業

における前記参議院職員による指導は、国会法第百十四条に規定する議長警察権によるものであり、日本国憲法第二十一条の適用の例外に該当するという理解でよろしいですか。

四 前記三に関し、議長は、議院内であれば議長警察権を無制限に行使できるのですか。それとも、議院内も日本国憲法の効力が及ぶ範囲であることには変わりなく、議長警察権は、日本国憲法第二十一条との関係で一定の制限を受けることがあるのですか。日本国憲法第二十一条と国会法第百十四条との整合性について、政府はどのように考えているのか明らかにして下さい。

右質問する。

平成三十年七月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出日本国憲法で保障されている表現の自由と議長警察権との整合性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出日本国憲法で保障されている表現の自由と議長警察権との整合性に関する質問に対する答弁書

一について

表現の自由は、憲法で保障された基本的人権の一つであり、これを尊重することは当然のことであると考へてゐる。

二について

御指摘の「最大限尊重されることに例外が存在する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として、表現の自由が、公共の福祉のため必要な場合に、合理的な限度において制約を受けることはあり得ると考えられる。

三及び四について

お尋ねは、国会に関する事項であることから、政府としてお答えすることは差し控えた

特定複合観光施設区域整備法案と日本国憲法の規定する法の下での平等に対する政府の考え方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年七月九日

参議院議長 伊達 忠一殿

川田 龍平

特定複合観光施設区域整備法案と日本国憲法の規定する法の下での平等に対する政府の考え方に関する質問主意書

外国人富裕層の我が国への来訪を企図していることとされるカジノ事業を合法化させる「特定複合観光施設区域整備法案」(第百九十六回国会閣法第六四号)が参議院で審議されているところであるが、本法案は賭博行為の一つと類推されるカジノ行為を日本人については富裕層にのみ合法化させることとなる恐れがあり、日本国憲法が堅持する「法の下での平等」の精神を著しく害する立法措置であると断じざるを得ない。而して以下に政府の見解を求めるものである。

一 本法案の立法事実、外国人一般の我が国への来訪及び滞在を促進することがあると理解するところであるが、本法案が規定するカジノ施設をして、外国人一般の我が国への渡航を促すことにつながる具体的な理由について説明されたい。

二 政府は、本法案が規定するカジノ事業にあつては、カジノ施設において外国人富裕層に金銭を使用せしめることが、外国人富裕層に対して

観光国としての日本の魅力を高め、我が国への来訪を促すことになるとして聞くと聞く。つまり、外国人富裕層は賭博行為たるカジノ行為をする機会がなければ我が国を観光しないと政府は理解しているのだと考へるが、政府がそのように理解している根拠について具体的に示されたい。

三 本法案が規定するカジノ施設が外国人富裕層を対象にしているのだとすれば、カジノ施設への入場を外国人富裕層に限定するという考へ方もあるにも関わらず、あえて日本国民にも広く開放する理由について明らかにされたい。

四 本法案では、カジノ事業者が特定金融業務を営むことが想定されている。衆議院内閣委員会における本法案の審査で、石井国務大臣及び政府参考人は、カジノ事業者が行う特定金融業務において貸付けの対象となる日本人について、一定以上の金銭をカジノ事業者に預託することが出来る實力を有する者に限定する旨答弁している。また、石井国務大臣は、当該者を「一般的にかなりの富裕層と言つてもいい方」と答弁している。これは、日本人については、当該預託金を準備できるほどの富裕層であれば、カジノ行為を容認するということであり、事実上、貧富の差をもつてカジノ行為の可否を区別するということに等しく、日本国憲法の定むる「法の下での平等」の精神に著しく反するのではないかと危惧するものである。日本人については富裕層にのみカジノ行為を容認するという政策は、「法の下での平等」という崇高な精神に反するのではないかという点について政府の説明を求める。

五 政府は、本法案に関連して、ギャンブル依存症対策と称した対策を提示し、また、預託金を準備できない者に対して金融貸付を行わないことも対策の一つと考へていると思われる。これに対し、石井国務大臣のいう「一般的にかなり

の富裕層と言つてもいい方」である預託金を準備できる富裕層へのギャンブル依存症対策について、政府はどのような対策を考へているのか明らかにされたい。預託金を準備できる富裕層はギャンブル依存症になり得ないと考へているのであれば、その明確な根拠を明らかにされたい。

六 本法案の規定するカジノ施設においてカジノに興じることが予定される外国人富裕層に対し、政府はギャンブル依存症対策を講じること考へているのか、具体的に明らかにされたい。

七 日本国憲法は、日本国政府に対して「法の下での平等」の遵守を求めているところであるが、日本国政府が施策を講じる際には、観光客である外国人に対しても「法の下での平等」は遵守されるものとして考へてよいのか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成三十年七月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員川田龍平君提出特定複合観光施設区域整備法案と日本国憲法の規定する法の下での平等に対する政府の考へ方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出特定複合観光施設区域整備法案と日本国憲法の規定する法の下での平等に対する政府の考へ方に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「本法案が規定するカジノ施設をして、外国人一般の我が国への渡航を促すことにつながる具体的な理由」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の特定複合観

光施設区域整備法案は、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現しようとするものである。

二について

政府としては、特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進することが重要であると考えており、「外国人富裕層は賭博行為たるカジノ行為をする機会がなければ我が国を観光しないと政府は理解している」との御指摘は当たらない。

三、五及び六について

御指摘の「本法案が規定するカジノ施設が外国人富裕層を対象にしている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八年法律第十五号）では、カジノ施設の利用に関し、第十条第二項において「外国人旅客以外の人々に対するカジノ施設の利用による悪影響を防止する観点から、カジノ施設に入場することができない者の範囲の設定その他のカジノ施設への入場に関し必要な措置を講ずること」とされ、日本人のカジノ施設の利用を一律に禁止することはされていない。

これを踏まえ、特定複合観光施設区域整備法案においては、カジノ行為に対する依存防止に関し、日本人及び本邦内に住所を有する外国人を対象として、入場回数、入場料の賦課及びカジノ事業者による貸付の制限を行うとともに、全ての入場者を対象として、入場者又はその家族等の申出によるカジノ施設の利用を制限する措置、カジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点からカジノ施設を利用させ

ることが不適切であると認められる者のカジノ施設の利用を制限する措置等を講ずることをカジノ事業者が義務付けるほか、認定区域整備計画の数の上限の設定、一の特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数、カジノ施設に係る面積の制限、カジノ事業者又はカジノ施設に関する広告及び勧誘の規制を行う等の重層的・多段階的な取組を制度化し、万全を期したものである。

このように、同法案は、カジノ行為に対する依存防止に関し、御指摘のような日本人又は外国人富裕層に対しても、適切な対策を講じているものである。

四について

特定複合観光施設区域整備法案においては、カジノ行為を行う顧客について、「一定以上の金銭をカジノ事業者が預託することができ、資金を有する者に限ること」としておらず、御指摘のような「日本人については富裕層のみカジノ行為を容認すること」とはしていない。

七について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでないが、政府としては、「観光客である外国人」に対しても、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない差別的な取扱いは許されないと考えており、特定複合観光施設区域整備法案も、この考え方を前提として作成したものである。

東京五輪の開催期間中における東京圏の鉄道の混雑状況に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年七月九日

参議院議長 伊達 忠一殿

古賀 之士

東京五輪の開催期間中における東京圏の鉄道の混雑状況に関する質問主意書

一 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「東京五輪」という。）の開催期間中における東京圏の鉄道の混雑状況について、（一）観客が利用する路線で、ピーク時における混雑率が高い上位十区間とその混雑率、（二）観客利用想定駅及び乗換想定駅のうち、ピーク時における、駅施設許容量に対する利用者数の割合が高い上位十駅とその割合について、政府の試算を当該区間及び駅ごとに示されたい。また、当該試算を踏まえた政府の主要な対策を併せて示されたい。

二 東京五輪の開催期間中、前記一の（一）及び（二）の区間及び駅において混雑が増加することにより発生する経済損失について、政府の試算を当該区間及び駅ごとに示されたい。また、当該試算を踏まえた政府の主要な対策を併せて示されたい。

右質問する。

平成三十年七月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員古賀之士君提出東京五輪の開催期間中における東京圏の鉄道の混雑状況に関する質問に、別紙答弁書を送付する。

参議院議員古賀之士君提出東京五輪の開催期間中における東京圏の鉄道の混雑状況に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「試算」については今後必要に応じ行っていくことと考えると考えており、また、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）開催期間中の観客輸送に係る対策については現在検討中であるた

め、これらについてお答えすることは困難である。いずれにせよ、政府としては、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、東京都、鉄道事業者等と連携し、大会開催期間中における円滑な観客輸送の確保に努めてまいりたい。

調査捕鯨母船日新丸に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年七月九日

参議院議長 伊達 忠一殿

古賀 之士

調査捕鯨母船日新丸に関する質問主意書
調査捕鯨母船日新丸は老朽化が指摘されているが、これに対する政府の見解を示されたい。併せて、現行の日新丸の後継となる船の建造計画につき、政府の承知しているところを示されたい。

右質問する。

平成三十年七月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員古賀之士君提出調査捕鯨母船日新丸に関する質問に、別紙答弁書を送付する。

参議院議員古賀之士君提出調査捕鯨母船日新丸に関する質問に対する答弁書

政府としては、平成三十年度予算に計上している鯨類捕獲調査円滑化等対策において、我が国として目指すべき商業捕鯨の姿を検討することとしており、その中で、御指摘のように老朽化が指摘されている日新丸の今後の取扱いについても検討することとしている。

地理的情報のデータ化に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年七月九日

参議院議長 伊達 忠一殿
古賀 之士

地理的情報のデータ化に関する質問主意書
我が国の地形や建物、道路等の詳細な地理的情報をデータ化することについて、安全保障上の観点から法令等により規制されているか明らかにされたい。また、当該データを国外に提供することについて、法令等により規制されているか明らかにされたい。前記両規制がない場合、今後法令等により規制する予定はあるか、併せて示されたい。

右質問する。

平成三十年七月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員古賀之士君提出地理的情報のデータ化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員古賀之士君提出地理的情報のデータ化に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「地形や建物、道路等の詳細な地理的情報」、「データ化」、「安全保障上の観点」、「法令等」及び「国外に提供する」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

政府各府省のウェブサイトに於けるクッキー使用に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年七月九日

参議院議長 伊達 忠一殿
古賀 之士

政府各府省のウェブサイトに於けるクッキー使用に関する再質問主意書
政府各府省のウェブサイトに於けるクッキー使用について、政府の統一的な基準及び各府省における基準の有無を示されたい。政府の統一的な基準が定められていない場合、今後定める予定はあるか、併せて示されたい。

右質問する。

平成三十年七月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員古賀之士君提出政府各府省のウェブサイトにおけるクッキー使用に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員古賀之士君提出政府各府省のウェブサイトにおけるクッキー使用に関する再質問に対する答弁書

お尋ねの「クッキー使用」に係る「基準」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

EU一般データ保護規則の適用範囲に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年七月九日

参議院議長 伊達 忠一殿
古賀 之士

EU一般データ保護規則の適用範囲に関する質問主意書

EU一般データ保護規則は、我が国の政府機関、政府機関の所管する法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律により設立される法人等）及び地方公共団体に対して域外適用されることがあるか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成三十年七月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員古賀之士君提出EU一般データ保護規則の適用範囲に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員古賀之士君提出EU一般データ保護規則の適用範囲に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「域外適用されること」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
二番五号
東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
（本体） 本号一部
二二六円
三〇円（四）